

平成 29 年加茂市議会 6 月定例会会議録（第 2 号）

6 月 27 日

議事日程第 2 号

平成 29 年 6 月 27 日（火曜日）午前 9 時 30 分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

樋口 浩二君

1. 加茂市の主要政策の概要、財政状況、公共事業の進捗状況、諸問題について

保坂 裕一君

1. 行楽時における宮大門周辺の渋滞緩和対策と来街者への駐車場情報の周知について
2. 認知症施策における行方不明高齢者保護事業（仮称）について
3. 「ふるさと納税」返礼制度のシステム導入に関する進捗状況と概略について

藤田 明美君

1. 加茂市の障害福祉サービス事業所について

浅野 一明君

1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の基礎調査の県による公表を受けた今後の対応について
2. 都市計画道路下条陣ヶ峰線及び中興野線の整備について
3. 加茂市の伝統と文化について「日本遺産」への認定を目指してはどうか

大平 一貴君

1. 土砂災害基礎調査の公表について
2. 観光政策について
3. 受動喫煙防止について

○出席議員（17 名）

1 番	三 沢 嘉 男 君	2 番	藤 田 明 美 君
3 番	白 川 克 広 君	4 番	佐 藤 俊 夫 君
5 番	大 平 一 貴 君	6 番	浅 野 一 明 君
7 番	滝 沢 茂 秋 君	8 番	保 坂 裕 一 君
10 番	森 山 一 理 君	11 番	山 田 義 栄 君
12 番	中 野 元 栄 君	13 番	安 田 憲 喜 君
14 番	茂 岡 明 与 司 君	15 番	樋 口 博 務 君
16 番	安 武 秀 敏 君	17 番	樋 口 浩 二 君

18番 関 龍 雄 君

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

市 長	小 池 清 彦 君	顧 問	中 野 清 君
総 務 課 長	五十嵐 裕 幸 君	企画財政課長	武 内 豊 君
税 務 課 長	鶴 巻 信 二 君	農 林 課 長	近 藤 直 樹 君
商工観光課長			
教育委員会	明田川 太 門 君	市 民 課 長	青 木 敏 男 君
社会教育課長			
健 康 課 長	車 谷 憲 繁 君	建 設 課 長	金 子 正 文 君
都市計画課長			
水道局長	樋 口 敏 晴 君	下 水 道 課 長	和 田 利 政 君
環境課長			
福祉事務所長			
加茂市生涯学習センター所長			
市民福祉交流センター	青 柳 芳 樹 君	会 計 課 長	井 上 毅 君
「加茂美人の湯」所長			
教育委員会			
庶 務 課 長			
教 育 長	殖 栗 敏 夫 君	教育委員会 学校教育課長	栢 森 耕太郎 君
顧問			
教育委員会	宇 田 滋 君	教 育 委 員 会 公 民 館 長	和 田 正 利 君
文化会館長			
教 育 委 員 会 図 書 館 長	珊 瑚 保 君	監 査 委 員	坂 中 春 信 君
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 裕 之 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 野 雅 好 君

○職務のため出席した事務局員

事 務 局 長	菅 家 裕 君	係 長	美 原 弘 美 君
係 長	石 津 敏 朗 君	主 査	吉 田 和 実 君
嘱 託 速 記 士	臼 杵 加奈子 君		

午前9時30分 開議

○議長（森山一理君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第2号に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（森山一理君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（森山一理君） 17番、樋口浩二君。

〔17番 樋口浩二君 登壇〕

○17番（樋口浩二君） おはようございます。市民クラブの樋口浩二でございます。質問に先立って、文面の中で誤字、脱字、誤りがあつたら、お許し願いたいと思います。

では、通告しておきました一般質問をさせていただきます。6月定例会に際し、加茂市の主要施策の概要、財政状況、公共事業の進捗状況、諸問題について質問させていただきます。

市長さんは、行政の責任者として、卓越した指導力により、市政を執行、運営されていることに對して敬意を表します。

さて、日本国憲法施行から5月3日で70年になりました。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則とする日本の最高法規は、これまで改正されたことはない。憲法は、今の日本の平和や豊かさを築く土台になってきた。一方で、誕生から長い時間がたち、社会の仕組みや国際社会の変化などに合わなくなっているとも指摘される。安倍晋三首相は、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と表明した。この政府方針の報道に関して、理事者として、行政執行者としての御意見をお伺いいたします。

主要政策の概要について、都市再生整備計画事業、建設事業の加茂市街地区の新規事業の北コミュニティセンター建設工事及び堰ノ川改修工事实施事業（ボックスカルバート方式）が29年度完成予定という、新規工事の概要と進捗状況についてお伺いいたします。

次に、29年度当初予算に加茂西小学校建設調査費が計上されておりますが、どのような内容なのか、お伺いいたします。

加茂市における財政状況について質問させていただきます。平成29年度当初の予算によって財政構造を見ると、経常収支比率99.0%、公債費比率9.4%、起債制限比率8.2%、実質公債費比率11.7%、市債残高100億円となっております。平成18年度当初財政構造の、市債残高125億円、公債費比率17.8%、起債制限比率12.1%と比べてみると、財政困難な折、市当局はよくやっているものと思われまふ。

そこで、公債費比率、起債制限比率の今後2、3年先の見通しはどうなるのか。また、緊急時使用できる金額は幾らぐらいあるのか。契約率についてもお伺いいたします。

国道403号線北バイパスの加茂市工区矢立境線から下条川土手右岸（500メートル）までの供用開始はいつごろになるのか。市道福島荒又線までの供用開始の見通しについてお伺いいたします。

下条川にかかる橋、地盤改良した後に29年ころから右岸橋台工事にかかる予定と聞いておりますが、供用開始は何年ごろか、伺います。

小須戸、田上工区、先般6月7日、県道新潟五泉間瀬線から町道中店後藤1号まで0.72キロメートルが開通し、残り市道鎌倉横川1号線まで2.1キロ間の供用開始の予定は何年ごろなのか、お伺いいた

します。

加茂川堤防のかさ上げについて、信越線左岸下流 200 メートル加茂川橋までのかさ上げ及び国道 403 号線加茂川橋右岸 300 メートル下流、大皆川河口までの堤防のかさ上げについて、その概要と進捗状況についてお伺いいたします。

下条川堤防のかさ上げについて、農道 3 号橋より下流平均 1 メートル堤防のかさ上げ工事の進捗状況について伺います。

新町地区街路事業の進捗状況についてお伺いいたします。延長 253 メーター、道幅 15 メーター、事業費（実質）23 億円で平成 23 年から 30 年まで 7 カ年計画で行われている街路事業、本年度のケーブル線はどこからどこまで進めるのか。及び 2 丁目の建物補償は、29 年度山手側 1 軒、川手側 12 軒と聞いておりますが、いかがでしょうか。

雁木通り建設工事が 1 丁目山手側からの着工で進められておりました。1 丁目は終了し、2 丁目は 29 年度予算で山手側基礎工事、30 年度に建屋工事予定、30 年度に川手側基礎工事、31 年度建屋の建設予定で進んでいると聞いておりますが、いかがでしょうか。

雁木通りの建設事業は 26 年度から 30 年度まで 5 カ年計画で行われておりますが、街路事業計画も雁木事業計画も立て直しをしなければならないのではないのでしょうか。現状と今後の進め方及び進捗状況についてお伺いいたします。

平成 9 年度に着工した都市計画公園事業、自然環境資源を生かし、若宮公園の整備の現状と今後の進め方及び進捗状況についてお伺いいたします。

最後に、大皆川の河床を取り除いていただきたい。図書館脇から信越線までの間、特に新生通りから青海通りの間は河床が 80 センチから 1 メーターくらいになり、渇水期になると川幅いっぱいによシやカヤなど雑草が伸び、野ネズミや蛇などがすみ、環境衛生上よくない状況になっております。したがって、早い時期に河床を取り除いていただきたく、お願い申し上げます。

以上、質問申し上げましたが、市当局の取り組みとその姿勢についてお伺いいたします。

ありがとうございました。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

まず、憲法についてであります。現憲法が社会の仕組みや国際社会の変化などに合わなくなっているということは全くございません。平和憲法あるがゆえに日本はアメリカ並みの海外派兵をせずに済んだのであります。平和憲法を改正したら最後、日本はアメリカからのアメリカ並みの派兵を断ることができなくなり、千数百年にわたるキリスト教徒とイスラム教徒の戦いやアフリカやアフガニスタンの部族紛争等に巻き込まれて、自衛隊に大量の戦死者を出し、徴兵制を採用せざるを得なくなると、日本人は世界の熾烈な戦場で血を流し続けることになります。

一方、西洋史のある時代に、各国が憲法（コンスティテューション）をつくることはやったわけですが、憲法（コンスティテューション）とは、君主が人民に自由と権利を保障したものであります。この点現在の日本国憲法は、世界で最もすぐれた内容を持っているものであります。これを自民党憲法草案のように、国民の自由と権利にこれを否定するも同然の大きな制約を加えることは、言語道断であります。

都市再生整備計画事業、前のまちづくり交付金事業であります。これにおける北コミュニティセン

ター建設工事及び堰ノ川改修工事（ボックスカルバート方式）についてであります。赤谷公園に建設する北コミュニティセンターの整備事業の平成２９年度の建設事業費は、建物、外構工事、駐車場整備費及び遊具移設費など９，１００万円の予算であります。

現在設計を進めております北コミュニティセンターの建物規模は、和室畳敷き４０畳２室、玄関、管理人室、給湯室、トイレ、収納庫、廊下などで計２０２．８９平方メートル（６１．４坪）くらいの見込みであります。また、建物の外側から利用する公衆トイレは１４．９平方メートル（４．５坪）程度で、合わせて合計２１７．７９平方メートル（６５．９坪）の建物と身障者用駐車スペース１台分を上段に配置するものであります。遊具のある公園中段は、遊具を周辺に移設してスロープを設け、３台程度の駐車場を配置し、公園３段になっておりますが、その一番下の公園下段には将来浴場を建設してもよいのではないかと考えておるところであります。

このような計画内容で現在詳細設計を進めておるところであります。これにより地元説明会を７月中旬ごろに開催して、８月上旬ごろには設計を取りまとめ、９月上旬には建設工事を発注し、年度内（平成３０年３月末）には完成させ、平成３０年４月から供用開始いたしたいと存じます。一応そういう段取りでやってみたいと思っております。

次に、堰ノ川改修工事についてであります。事業の概要としましては、全体計画は堰ノ川から加茂川はけ口まで延長９８メートルであります。堰ノ川から国道２９０号までの間が内幅１．０メートル、内高１．０メートルの自由勾配側溝、国道２９０号から旧ＪＡにいがた南蒲七谷給油サービス脇を通して加茂川堤防までが内幅１．６メートル、内高０．６メートルのボックスカルバート、加茂川堤防から加茂川のはけ口までが内幅１．６メートル、内高１．０メートルのボックスカルバートを布設する事業であります。堰ノ川から毎秒約２．５立方メートル（２．５トン）の雨水を分流して加茂川に放流するものであります。この工事において、国道２９０号に埋設されている水道送水管、これは口径が３５０ミリメートルという大きなものでありますが、これとＮＴＴ通信ケーブル、これは口径が１００ミリメートル、３段、５本あるのです。これが支障となるため、その移設補償工事費もあわせて実施いたします。全体の事業費は、本工事費、移設補償費を合わせて１億２，０００万円を見込んでおるところであります。現在の進捗状況といたしましては、水道送水管、ＮＴＴ通信ケーブル管の移設補償設計、分流排水路の工事設計、国道管理者、加茂川河川管理者との占用協議を行っておるところであります。工事は、設計と占用協議が終わり次第、９月ごろを目途に発注できるものと考えております。

お尋ねの西小学校建設調査費でございますが、具体的には需用費で１０万円であります。

次に、公債費比率、起債制限比率の今後の見通しですが、公債費比率は平成２７年度決算で１０．８％、平成２８年度決算で１０．４％、その後は見込みで平成２９年度９．４％、平成３０年度６．８％、平成３１年度６．０％であります。起債制限比率は３カ年平均となりますが、平成２７年度決算で９．３％、平成２８年度決算で８．８％、平成２９年度８．４％、平成３０年度７．５％、平成３１年度６．４％と見込んでおります。

ちなみに特別会計も含んだ起債制限比率とも言うべき実質公債費比率は、平成２７年度決算で１２．７％、平成２８年度決算見込みで同じく１２．７％、平成２９年度１２．３％、平成３０年度１１．２％、平成３１年度で９．９％の見込みであります。これは、いずれも早期健全化基準の２５％から遠く離れたものとなっており、理想的な状態であります。

緊急時に使用できる金額であります。今年度末の貯金的基金の合計額が 9,900 万円、これにマイナスになった場合の貯金的基金の再生基準額が 14 億 3,900 万円あります。すなわち貯金がマイナスになった場合でも、貯金のマイナスが 14 億 3,900 万円になると財政再生団体になるということで、これだけの余裕があるということでもあります。14 億 3,900 万円までは貯金がマイナスでもよいとされていますが、そんなことにはなりません。貯金的基金はマイナスにならないように、今までも心してまいりました。

これとは別に土地開発基金の現金が現在 1 億 4,600 万円、宅地造成事業特別会計で同じく 7,600 万円ございます。これらはできるだけ使わないほうがいいわけであります。なお、宅地造成事業特別会計では、借金は一切ないわけであります。

なお、本年度執行予定の請負工事の契約率は、本日現在で 13.8%であります。

次に、国道 403 号バイパスについてであります。三条北バイパスでは、昨年 3 月 30 日に加茂市内の主要地方道長岡栃尾巻線から市道下条矢立境線までの区間が一部開通いたしました。真っすぐなすばらしい道路であります。

平成 28 年度の事業費は 4 億 8,700 万円で、長岡栃尾巻線から下条矢立境線までの間のアンダーパス工事のために設置した仮設道路の撤去、下条矢立境線から下条川右岸堤防までの間の暫定盛り土を撤去し、下層路盤を築造する工事を平成 29 年度に繰り越して行っているところであります。また、三条市の布施谷川から三条市道の下谷地柳場新田線までの間での遺跡調査や暫定盛り土などを行っております。

平成 29 年度の事業費は、6 億 4,000 万円で県はやっております。下条川左岸側橋台付近の地盤改良、布施谷川から下谷地柳場新田線までの間での遺跡調査や暫定盛り土、下谷地柳場新田線から県道塚野目代官島線までの間での用地測量などを予定しているとのことでもあります。

御質問の下条矢立境線から下条川右岸堤防までの間、市道福島荒又線、これは都市計画道路中興野線ではありますが、ここまでの間の供用開始、下条川にかかる橋の供用開始についてであります。下条川にかかる橋の事業費は約 8 億円が見込まれ、平成 33 年度ごろかかる見通しで、下条川左岸堤防の県道天神林上条線との取り付け附帯工事などを含めると下条矢立境線から福島荒又線までの供用開始は、平成 34 年度ごろを目指しているとのことでもあります。

小須戸田上バイパスでは、去る 6 月 7 日に田上町の主要地方道新潟五泉間瀬線から町道中店後藤 1 号線までの間、0.72 キロメートルが一部開通、要するにその間が開通いたしました。小須戸田上バイパスの未供用区間は、町道中店後藤 1 号線から新潟市道鎌倉横川 1 号線までの 2.1 キロメートルとなりました。すなわち残りが 2.1 キロメートルということでもあります。

平成 29 年度の事業費は、新潟県と新潟市とを合わせて 8 億 3,400 万円であります。新潟県は五社川にかかる橋の橋台工事や天然ガスパイプライン、農業用水パイプラインの移設補償など、これを新潟県がやると。それから、新潟市は、盛り土工事、天然ガスパイプラインの移設補償などを行う予定とのことでもあります。

残った未供用区間である町道中店後藤 1 号線から新潟市道鎌倉横川 1 号線までの 2.1 キロメートル間の供用開始は、平成 30 年代の早い時期を目指しているとのことでもあります。すなわち新潟方面の全線開通は、平成 30 年代の早い時期を県は目指していると言っているわけでもあります。

県土木振興会総会や国道403号線整備促進期成同盟会総会の席上におきまして、県当局に救命救急センター併設基幹病院への接続だけではなく、現在の国道403号の朝夕の交通渋滞の緩和の面からも、一刻も早く全線が開通するよう、大幅な予算づけと県道塚野目代官島線から先の計画を早急につくって整備していただきたい旨を私は強く要望してまいっております。

ただ、県道塚野目代官島線から先がまだ計画ができていないのですが、何で県がそれを早くつくろうとしないのか不思議に思っております。そこから先全然計画つくっていないのですから、まことにおかしな話なのであります。いろんな都度私は、早くそれやってくれということを言い続けているわけでありまして。引き続き、国道403号バイパスが一刻も早く全線開通するよう、県及び関係機関に強く要望してまいりたいと思います。

次に、加茂川と下条川の堤防かさ上げ整備についてであります。まず、加茂川堤防のかさ上げについてであります。加茂川の堤防につきましては、平成16年の7.13水害の現場を見て、私から県当局に強く補強を要請し続け、県もこれを了承して、JR信越本線の鉄道橋下流から県道新潟小須戸三条線の保明大橋までの3.61キロメートルを河川改修事業の河川整備計画区間として、平成19年度に事業に着手したところであります。以後毎年堤防かさ上げ工事を進め、今日に至っております。この場合、河床掘削を行って、その土に凝固剤を加えて土手のかさ上げに使うことを主たる手段としておりますが、かさ上げに使う土量は河床の半分で足りるとのことなので、それでは困る、土は全部取ってもらわねば困ると県に言い続けておりましたが、県はついに了承して、時間的な制約はなしで、少しずつでも全部取るようになっております。ただし、その土の捨て場というか、置き場を加茂市に確保してくれと言うものですから、ああ、それはもうありますよということで、下条の圃場整備の関係で市がもらいました例の場所を提供しているわけでありまして。

県は平成28年度、事業費3億円で4件の堤防かさ上げ工事を発注いたしました。これら4件の堤防かさ上げ工事は、平成29年度に繰り越され、右岸側の鉄道橋下流から加茂川橋までの間と左岸側の保明大橋から住寺堀橋の間の2件につきましては工事が完了しております。右岸側の加茂川橋から大皆川合流点までの間と住寺堀橋上流約630メートル間の2件につきましては、年内の完了を予定しているとのことであります。

平成29年度につきましては、事業費1億4,000万円で左岸側の鉄道橋下流から加茂川橋の間約300メートルの特殊堤による堤防かさ上げ工事を行う予定であります。特殊堤というのは、土手そのものをかさ上げするのではなくて、1メートルぐらいだと思いますが、コンクリートの壁を建てるというやり方であります。

なお、県単独事業での加茂川の河床掘削につきましては、今年度も必ず行うとのことであります。

次に、下条川堤防のかさ上げについてであります。下条川の改修事業につきましては、県当局はなかなか了承しなかったのでありますが、ついに了承して、新川1号橋あたりから信濃川合流点までの3.68キロメートルを下流部の整備計画区間として堤防のかさ上げを行うことといたしました。

県は、かさ上げは30センチ積むと言ひ、私は3メートル積むべきであると主張して綱引きを行ってきましたが、平成26年3月に当時の県の三条地域振興局地域整備部の当時の丸山部長さんと現在の堤防よりも1メートルかさ上げするということで合意いたしました。これで下条川の堤防のかさ上げ高は加茂川の堤防かさ上げ高と同じになります。

補正予算で1億3,000万円ついた分を含めて平成28年度は事業費3億8,000万円で、下流の天神林地内から堤防かさ上げ工事に着手しております。

右岸側につきましては天神林地内の信濃川合流点の県道新潟小須戸三条線の新下条川橋の上流約120メートル付近から上流約800メートル間、左岸側につきましては新下条川橋の上流約120メートル付近から上流約900メートル間の堤防かさ上げ工事を発注しております。

平成29年度につきましては事業費2億7,000万円で、大曲公園上手の市道橋砂田橋付近までの堤防かさ上げ工事を継続して実施する計画であります。

なお、下条川下流部の堆積土砂の撤去につきましては、着実に進めていただくよう県に要望しているところであります。

次に、新町雁木通り商店街の整備についてであります。建物移転及び用地買収につきましては、平成26年度末で新町1丁目の建物移転19棟、用地買収は全て終わり、新町2丁目につきましては全体33棟のうち、平成28年度末で21棟が完了いたしました。残りは、山手側1棟、川手側11棟、合わせて12棟となります。県は、平成29年度末までに残りの12棟の建物移転及び用地買収を完了したいとの計画であります。

街路拡幅工事につきましては、新町1丁目の歩道整備は平成28年度末で終わり、平成29年度から新町2丁目の山手側約136メートル区間の歩道整備工事を実施することとなっております。この歩道整備工事というのは、電力関係、NTT、ガス、それから水道、こういうものの地中化をやることを含んでいるわけであります。その県の歩道整備工事が終わったところで、その上に加茂市が事業主体となりまして、木造の雁木をつくっていくということになるわけであります。

木造雁木づくりににつきましては、平成27年2月、新町1丁目の山手側から県の拡幅事業の歩道整備工事、先ほど申しあげました電力、NTT、ガス、水道、この地中化を含む県の歩道整備工事に合わせ、雁木の建設に着手し、平成29年1月末には新町1丁目両側の歩道拡幅と雁木の建設が完了いたしましたところであります。すなわち新町1丁目の両側は、全部終わったということであります。

新町2丁目の雁木の工事は、今年度、平成29年度から山手側の歩道整備工事約136メートル区間に合わせ、雁木の基礎設置工事を実施する予定であります。平成30年度以降は、残りの山手側約39メートル区間と川手側約155メートル区間の基礎工事を県の歩道整備工事に合わせ進めていくことになります。雁木の事業費は、まだ約3億円ほどかかります。雁木の建設は、市の財政状況をよく見きわめながら鋭意進めていくことになります。

次に、都市再生整備計画事業、加茂市街地地区という名前なのですが、その都市再生整備計画事業についてであります。現在実施しております都市再生整備計画事業（加茂市街地地区）は、事業期間平成26年度から平成30年度までの5カ年事業であります。このため、新町木造雁木づくり整備事業は、平成30年度末までにはとても完了することができません。このため、残りの事業計画につきましては、平成31年度から平成35年度までの5カ年を事業期間とする都市再生整備計画事業（加茂市街地地区2期計画）を取りまとめ、引き続き事業に取り組んでまいります。

これは、これまでの商店街近代化事業で全てこのようにしてやってきたわけであります。すなわち最初の計画をつくるときは、期間を5年なら5年に設定して、その中にみんな詰め込むわけであります。そうしないとうまく事業は認められないからそうするわけであります。そうして、今度は財政状況に合

わせてややゆっくりしたスピードでやらざるを得ない。そうすると、その5年なら5年の間では全部できませんから、しかるべく期間を延長する。これまでも各街区全てそのようにしてきたわけであります。今回もそのようにしていくということであります。

次に、若宮公園の整備の現状と今後の進め方及び進捗状況についてであります。若宮公園は、平成9年12月12日付で都市計画決定を経て事業に着手した総合公園であります。公園面積は33.2ヘクタール、事業費8億1,600万円の事業計画であります。平成9年度に事業を開始いたしまして、平成28年度末までに7億2,230万円の事業を実施いたしました。進捗率は88.5%となっております。

平成28年度末までに実施いたしました施設整備は、自然樹林地内の遊歩道約2,000メートル、花火の打ち上げ場を兼ねた芝生広場1.1ヘクタール、芝生広場脇の公衆トイレ1棟、公園内の幹線道路970メートル、下条側の公園区域外が200メートル、総延長は1,170メートル、道路の幅員構成は全体の幅が8メートル、車道6メートルで歩道が2メートル、それから道路照明灯12基、樹木の植栽185本、そのうち松が120本、桜が65本、和風庭園内の園路415メートル、これは幅員が1.2メートルであります、この整備が完了いたしました。

平成29年度の事業は、公衆トイレ脇の駐車場に面する隣接地に40トン級の防火水槽1基を設置する予定であります。

平成30年度以降の事業といたしましては、あずまや2棟、公衆トイレ1棟、若宮側の公園道路入り口の調整池を兼ねた駐車場、桜の植栽等を整備して完了する予定であります。

ということなのですが、もう一つ問題が出てきてまして、あの若宮公園はドクターヘリのおりる場所として実に大切な場所であります。あそこへドクターヘリがおりることによって、加茂の市街地の人たち、それから下条の人たちに対して非常に便利がいいわけであります。ところが、この間うちの消防が県の消防ヘリを呼んであそこで訓練をしたわけであります。そうしたら県の消防ヘリがやってきて、あの広場、周りに桜の木を植えた我々の自慢の広場におりたわけです。そうしたらヘリがずぶずぶっとぬかってしまったので、たまげてヘリが飛び上がったと。そして、もう一段高くなっているところに公衆トイレがありますが、あの公衆トイレのそばのところに着陸したということがありまして、私が言うておりますのは、これはまずいと。あの格好の広場にヘリがおりられない、特にドクターヘリがおりられないのはまずいと。何とか考えて、若宮公園の建設事業の一環としてさらに改修をする必要があると私が言っているわけであります。方向としては、下にあれ暗渠をつくっていないので、下に暗渠をつくれれば大丈夫じゃないかなと、そういう感じはあるわけですが、とにかくあそこにドクターヘリがちゃんとおりられるだけしっかりした、ヘリがずぶずぶぬがるようなそういう状態ではないように、若宮公園の事業の一環としてそれをやる必要があると、そんなふうに思っております。

次に、大皆川の河床の土砂の取り除きについてであります。大皆川は、加茂川との合流点から林道大皆川線と林道今滝冬鳥越線との交差点、ずっと奥になりますが、その山奥から延長4,500メートルが県管理の1級河川となっております。すなわち山奥から加茂川に注ぐまでが4.5キロ、4,500メートルあるのです。これが県管理の1級河川となっております。図書館付近からJR信越本線までの約400メートル間の河床堆積土砂の取り除きや河床整正について県に要望しておりますが、なお強く要望してまいりたいと思います。これはもうどうしてもやってもらわなきゃならんと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（樋口浩二君） 御丁寧な答弁、大変ありがとうございました。

質問の関係でございますが、順不同になりますが、最後の大皆川の河床の問題から先に質問をさせていただきたいと思います。大皆川の河床は、本当にひどい状態であります。質問書に書いておきましたとおり、大体河床の高さが80センチから1メートルぐらいになり、それも過去のあれから見ますと平成13、4年ごろ地元の業者から取り除いていただいています。それから15、6年が経過し、その間において平成23年の7月29日にありました大水、それらを経過して何度かの水が出ております。その間において土砂等が皆川のほうから運ばれてきて、それが積もり積もって約1メートルぐらい積もったわけでございます。特にその多いのが新生通りから青海通りの間。かつて加茂錦の蔵がありましたちょうど脇あたりでございます。その辺のところに非常に土砂がたまって、ここにも書いておきましたとおり、雑草等が伸びますと、もう堤防の上からこうするとヨシやカヤの花のようなものですが、それを取ることができるような状態になっています。したがって、現在は水の流れが余りよくないというような状態で、非常に環境が悪い状態になっております。それらを含めて地元の方々は、やはりあそこにも新しい団地ができつつありますもので、相当量できていますし、あと7、8軒できればあの団地の関係はもう終わるのでないかと思えますけど、非常に高級住宅が建っておりますので、それとのバランスがとれないような状態で、環境衛生上非常によくない状態でありますので、ぜひ県のほうへ強く要望していただいて、あの河床を取り除いていただきたいと、かように思っておりますもので、もう一度強く県のほうへ要望するというところでございますけど、市長さんのほうからももう一回強力な御答弁をいただきとうございます。

○市長（小池清彦君） そのように県によくお願いしたいと思っております。今までも新潟県は非常に加茂市に協力していただいております、今の部長さんも大変誠実な方であり、河川課長さんも非常に誠実な方であります。よくお願いしたいと思います。

○17番（樋口浩二君） ぜひ早い時期に、それこそとしのお盆前後までには河床を取っていただきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次へ移らせていただきます。

○市長（小池清彦君） としのお盆までにそれらの件をやれるかどうか、それには金の工面しなきゃならんわけで、金の工面をつけてやるわけですから、そんなに早く、やってもらえれば一番いいですけども、そこまではちょっと保証しがたいかと思っております。

○17番（樋口浩二君） ぜひお願いいたします。

2番目の質問でございますが、加茂川の堤防のかさ上げの問題で、信越線左岸下流200メートル、加茂川橋までのかさ上げの関係でございます。これは先ほどのあれからいいますと、今までと同じようにといたしますか、特殊セメントによって1メートルぐらかさ上げするというように理解させてもらっておりますけど、その中においてあそこには桜の木が、そうですね、直径三、四十センチぐらいになりました大きいのが18本あるわけでございます。その桜の木を移転してやるのか、そのままの状態置いてやるのか、お聞きしたいと思います。

○市長（小池清彦君） あの桜の木は、そのままあります。結局土手の外側に人家があるものですから、土手を高くするためには底辺も広げなきゃいかんものですから、それができないものですから、できな

いところは高さ1メートルぐらいのコンクリートの壁を建てるしかないのです。あの場所はそういう場所でありますので、裏を返せば壁建てるだけですから、桜は全然いじる必要はないのです。ということでもあります。

○17番（樋口浩二君）　じゃ、桜の木をいじらないでやるということでしょうか。（市長小池清彦君「はい」と呼ぶ）　あの工事をやるに当たって桜の木の根を傷めたり、そういうことはないものですか。

○市長（小池清彦君）　根がどこまで張ってきているかということだと思うのですが、それはよくわかりません。わかりませんが、恐らく余り根は傷めなくて済むのじゃないかなと思っております。

○17番（樋口浩二君）　根を傷めないで上手にやるということですね。じゃ、その点はいいかと思います。

じゃ、次へ移らせていただきます。街路事業ですね、新町の。街路事業と雁木の事業は計画の見直しをするということで、35年度までということでございますけど、あれ五番町の流れは非常に順調で終わったようでございますけど、新町の関係はやはり木造雁木にしたからおくれたわけですか。それともどのような理由によっておけているのか、ちょっとお聞きしようございます。

○市長（小池清彦君）　極めて順調に推移し、加茂市も全力を挙げて金をつぎ込んできたわけでありまして。言うなれば予定の行動であるということでもあります。五番町は距離が短いので、7年計画でやったら7年計画で終わったと、こういうことなのですが、ほかのところは私の記憶ではやっぱり延びました。ただ、長い計画初めからつくとそれが認可にならないおそれがあるので、それは県もそのつもりで期間短く詰め込んで、計画を短くして国に認められやすくするのです。そうでないとスムーズにいかないわけで、新町も初めからそんなことで終わるはずもない期間を設定してやったわけです。当然延長はするという、初めからそのつもりで我々はやっているわけでありまして、特に新町につきましては木造の雁木通りにしたためにほかのところよりも1億円余計金がかかっているわけでありまして、あえてそれをやるということでやって、着々とやってきて今また着々と延長すると、そういうことでもあります。

○17番（樋口浩二君）　予定の行動だということに理解すればよろしいわけですか。

○市長（小池清彦君）　小さい声であります。予定の行動であります。余り大っぴらにされると困るけれども、議事録には残りますが、加茂市から見れば予定の行動であるということでもあります。

○17番（樋口浩二君）　じゃ、地区の方も予定の行動として理解していると思えばいいわけですか。

○市長（小池清彦君）　当然そうだと思います。これだけの期間であれだけの工事を今までの分だけでもやったわけですから、随分ちゃんとやったものだなと地区の方々は思っておられると思います。

○議長（森山一理君）　17番、樋口浩二君、残り4分です。

○17番（樋口浩二君）　そういうことであればそういうふうに理解せざるを得ないのではないかと思いますけど、商店街発展のためにこのまちづくりが役立ってくれるとありがたいと私も思っているところでございます。

次へ移らせていただきます。黒水の堰ノ川、この堰ノ川を分流して加茂川へ落とすときのそのはけ口、落ち口ですね。そっから川の、今現在ある水位との高さはどれぐらいの距離があるものですか。

○建設課長（金子正文君）　堰ノ川の分流計画の加茂川とのはけ口の底と加茂川の計画のハイウォーターの差でございますが、約1メートル85センチでございます。堤防の天端からそのはけ口の部分で、計画の底までが約2メートル85センチでございます。

○議長（森山一理君） はい、時間でございます。

○17番（樋口浩二君） 残った問題は、別な機会を捉えて質問させていただきたいと思います。どうも御丁寧にありがとうございました。

○議長（森山一理君） これにて樋口浩二君の一般質問は終了しました。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（森山一理君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（小池清彦君） ありがとうございます。

ただいまの樋口議員の御指摘は、もうこの堰ノ川の問題にとっての一番致命的な部分であります。だめならばこの計画やめるという簡単な話であります。やめたって今までどおりなのだから。ゼネラリストというのはそこが強いのです。スペシャリストは弱いのですよ、そういうことになると。円満なる良識のほうが強いのです。

それは別としまして、円満なる良識をもって判断するならば、これは実は加茂川もそういうとこいっぱいあるというのです。それはそうです。そこは洪水になってくると流れなくて、流れ込んでいる川があふれるだけの話なのですよ、だけという失礼ですが。中ノ口川がそうなのです。中ノ口川がそういう問題があって、輪中地帯はちょっと水が出るとひどいことになって、その典型的なのが三条の今度基幹病院を事もあろうにつくろうとしている場所のあたりがそうなのです。だから、あの選定は余りいい選定ではないとみんなが言うているわけであります。いざとなると水が流れ込まないのです。ふだんの流れている流れよりも25センチしか高くないというのです。しかし、ふだんは分水要らないのです。要らないときだけ流れるというような設計は、私はやめなきゃいかんと思うのです。その堰ノ川のハイウオーターが加茂川のハイウオーターより25センチ高いから、何の原理ですかね。どんな下へ出ても流れるというのは、これは今度そうはいかないです。流れないです。そんなので流れるなら全然苦労はないです。そうでないから洪水問題は大変なのでございます。こんな堰ノ川こうで加茂川こうだと。ここへ出ていると。しかし、上が高いから流れると、ニュートンがそんなこと言うたでしょうか。常識から見てそうじゃないです。こっちもそれだけの水圧かかっていますから。そんな高さだけで、ちょっとでも高いほうが常に流れるなんていうことにはならないです。ところが、この計画は290号線の下を通さなきゃならんから、290号線の上すれすれというわけにいかないのです。それこそ物すごい重量のトラック通るわけですから、押し潰されてしまいます。ある程度の深さが必要です。

そういうことを考えると、やっぱりそのくらいしかできないのだらうと思うのです。ということは、分水の計画そのものが非常に無理のある計画であるということになると思います。これを克服する方法はポンプをたくさんつけることだと思いますが、これ随分ポンプつけるのに金がかかると思います。1つで7,000万から8,000万かかるというのです。下条川は、やっぱりポンプつけなきゃだめなのです。ふだんはいいと思います。ふだんはちょぼちょぼ加茂川も低く流れているわけだから。問題は水が出たときなのです。そのために下条川はポンプを4つにして、それで西加茂が水浸しになるのを随分

防ぐようになったわけでございます。これは、堰ノ川がポンプをつけずにやって、いざというとき全然役に立たないということになる。あと、ポンプをつければ七、八千万円かかる、1基で。1基でいいかどうか検討する必要があると思いますが、堰ノ川だったら1基でいいような気がしないでもありませんけれども、1基つけても七、八千万かかると。それに国から40%金が来るそうですから、だから60%は出さなきゃいけない。8,000万で60%だと4,800万は出さなければならない。しかし、堰ノ川の問題は黒水の重大問題でありますので、4,800万をけちるわけにはいかないと思います。起債で認められればそれでやるということだと思いますが、その辺再検討する必要があるのですが、一つまずいのが、何で堰ノ川を急いで29年度中に入れたのだということなのです。

これは事務方が言うには、この5カ年で終わるいわゆるまちづくり交付金事業、昔で言うと。それでやれば認められるが、その次は市街地でなければ認められない。あそこは市街地ではない、だから認められない可能性が高いと私に言うているのです。私は、そんなことあるかと。黒水は、七谷地域のすばらしい市街地じゃないかと。七谷は加茂に合併したからそんなこと言うているので、じゃ七谷村だったらどうなるのだと。あそこは七谷村の市街地、メインストリートではないかと。これが認められないというのおかしいじゃないかと、私はそう言うているのですが、あとは国との話になりますが、できれば国とのいざごさは避けたほうがいいと思って29年度にあえて突っ込んだのです。

突っ込んだのですが、これから検討しますけれども、どうしてもやっぱりポンプが必要ということになれば、計画を大至急国に今年度計画変更できないかということをお願い、市議会にもお願いして予算をそれだけ増額していただく措置をとってみるかということだと、そんな気が今のところしておりますが、またよく検討してみて、いや、そうじゃないのだと、やっぱり加茂川が土手下13センチぐらいまで水が来ても十分下のほうからスムーズに出ないと思うのですが、出るのならそれはそれでいいかもしれませんが、私は出ないと思います。当然堰ノ川を閉めないで逆流してきます。逆流してきて、せっかくの道路下に伏せたところは全部逆流した水でいっぱいになって、堰ノ川から出口までいっぱいになっていくと思うのです。ちょっとなかなか難しい問題があるなと思いますが、これから至急検討いたしまして、そのポンプをつけるやり方で国が計画変更認めてくれれば一番いいと思いますが、それ以外方法ないように私は今思うのですけど、よく検討してみて、それ以外にも絶妙な方法があるよということであればそれはそれでいいですけれども、いずれにしても大至急検討をいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森山一理君） 一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（森山一理君） 8番、保坂裕一君。

〔8番 保坂裕一君 登壇〕

○8番（保坂裕一君） おはようございます。大志の会所属、保坂裕一でございます。平成29年6月定例会に当たり、一般質問を行う前に一言御挨拶を申し上げます。

昨日、本議場におきまして、市議会議員在職10年ということで北信越市議会議長会及び全国市議会議長会より表彰をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げるものでございます。思えば10年前の初当選組は私を含めて4人だったわけなのですけれども、昨日10年の表彰を受けたのは私一人というのは少し寂しい感じがいたしました。とりわけ同期当選でありました亀山前議員とは、立ち

位置の違いはありましたが、お互いに切磋琢磨というよりはよく御指導をいただきました。改めて亀山前議員の病状全快を心よりお祈りいたします。加茂市を含めまして、地方の自治体は少子化と高齢化が進み、人口減少という大きな課題を抱えています。先の見えない難しい課題ですが、今後も精進を重ね、市政の発展と市民福祉の向上に傾注してまいりまいますので、先輩、そして同僚議員、そして小池市長を初めとする当局の皆様には、今後ともより一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、通告順により一般質問を行います。質問は3点であります。1点目、行楽時における宮大門周辺の渋滞緩和対策と来街者への駐車場情報の周知についてであります。例年、4月末から5月初旬の大型連休中には、市外、さらには県外からも大変多くの観光客が加茂市を訪れ、加茂山公園内の散策はもとより、彫刻の森や雪椿園、リス園や大型スライダー、新緑に囲まれた神池の噴水や加茂山古道と名づけたハイキングコース等々に加えまして、近年は風物詩としてすっかり有名になった加茂川のこいのぼりと、本当に大勢の方が加茂市を楽しんでいけます。

ことは、連休中の5月3日の夜に放映されたBSN新潟放送の情報番組が加茂市内の商店や飲食店を紹介する企画だったこともあり、その結果として恐らく4日がピークではなかったかと思われますが、加茂山公園あるいは加茂川のこいのぼりが泳ぐ地点へ向かう車、そしてテレビで紹介されたお店に向かう車も加わり、周辺道路の大渋滞が発生いたしました。後日聞いた話では、「加茂山へ向かう道は、加茂病院前から全く動かなかった」とか「跨線橋の途中で渋滞にはまり、トイレを我慢するのが大変だった」とか耳にして、状況がそこまですごかったのかと驚きました。

加茂市への観光客の増加、そして加茂市の商店のお客様がふえることは大変な喜ぶべきことであり、今後もそうあってほしいと願っておりますが、そんな中で受け入れる側として今後の誘導員の配置等も含めた渋滞緩和についての対策と周辺駐車場が不足している現状への対策、そして駐車場のほかにも商店街の駐車場の紹介やその他の駐車可能スペース、例えば協力がもたらえた場合の休日の銀行の駐車場などが考えられるところではありますが、その可能駐車台数などについてホームページでの情報発信と来街者への事前周知に関する対策をどのように考えるか、お伺いをいたします。

また、関連ですが、私見を2点申し上げます。1、旧庁舎跡地の駐車場と野外ステージの開放分については、行楽時期の土曜、日曜、祝日に限って施設協力費として有料化してもよいのではないかと考えます。

2点目、公民館を囲む道路のうち、川手側の道路、すなわち星野宅前から瀬高宅前に向かう道路、あるいは道路ではなく、ここは空き地なのかもしれませんが、瀬高宅前に抜ける手前で道が狭くなっていて、車が通り抜けることはできません。あの地形の場所を取得し、車の通行を可能にすることによって車両の流れが改善するのではないかと考えますが、それぞれの市長の所見をお伺いいたします。

質問の2番、認知症施策における行方不明高齢者保護事業（仮称）についてであります。厚生労働省によると、国内の認知症高齢者の数は、2012（平成24）年で462万人と推計されており、2025（平成37）年には約700万人、実に65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。また、警察庁の統計によれば、昨年1年間に認知症か、その疑いが原因で行方不明になり、警察に届けられたのは、前年比較26.4%増の1万5,432人で、統計を取り始めた2012年の9,607人から毎年増加し、1万人を超えたのも4年連続となったそうであります。

昨年１２月、私の近所の自営業の御主人がちょっと目を離した間に、車に同乗されていた認知症の奥さんの姿が見えなくなり、家族に連絡、その後警察に連絡、心配されましたが、間もなく自宅方向とは全く違う都ヶ丘地内の個人宅の庭で保護されました。足に軽傷を負っていたようですが、命に別状はなく、御家族は安堵されましたが、１２月の寒い時期ということもあり、「一晩見つからなければどうなっていたかわからない」と話されていました。認知症の方々とその御家族を地域で見守り、行方不明となった場合の早期発見と保護に向けた取り組みが加茂市においても必要と考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

昨年２月、会派で愛知県長久手市、長久手市というのは本年６月１日現在、人口５万６,９６７人、名古屋市のベッドタウンとして発展しており、東洋経済新報社住みよさランキング２０１６年では全国２位にランクされている市であります。長久手市の福祉施策を視察した際に、長久手市行方不明高齢者保護ネットワーク事業の説明がありました。この事業は、高齢者の方が行方不明になった場合に、家族などからの情報提供をもとに市役所または地域包括支援センターからあらかじめ登録されたネットワーク事業登録者にメールで携帯電話などに行方不明者の情報を配信します。配信する情報は、性別、年齢、身体の特徴、服装、顔写真などです。メールを受け取ったネットワーク事業登録者は、日常の生活、業務の範囲内で行方不明者の検索を行い、発見、保護に努めるというものです。このいただいた資料（１０８頁参照）を参考に添付させていただきました。報道によると、最近燕市においても同様の趣旨から新潟県警と連携したメールサービス事業を開始したそうです。加茂市においても、同様の事業の実施を要望いたします。

次に、質問の３番目であります。「ふるさと納税」返礼制度のシステム導入に関する進捗状況とその概略についてであります。ふるさと納税に関しては、一般質問あるいは常任委員会においてもたびたび取り上げられている質問で恐縮ですが、総務省は返礼品の競争激化や返礼品にそぐわない商品が選定されていることについて、自治体へのアンケートを取りまとめた後、強制力はないというものの要請を出し、これを受けて返礼品の上限を引き下げる県内の自治体も出ている状況の中で、先般６月１日から南魚沼市がふるさと納税の返礼品制度をスタートさせました。これにより県内で返礼制度がない自治体は、加茂市と刈羽村のみとなりました。市長はこれまで「私は担当に年中催促している」とか、初めから百点満点を狙うと何年もかかるなどと答弁してきましたが、現在の「ふるさと納税」返礼制度のシステム導入に関する進捗状況とポータルサイトの運営業者名、また返礼割合や返礼品のラインナップ等を含めたその概略についてお伺いいたします。

壇上の質問はこれにて終了し、再質問は自席にて行います。御答弁をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

最初に、行楽時における宮大門周辺の渋滞緩和対策と来街者への駐車場情報の周知についての御質問であります。本年の大型連休中は、まず４月２９日にＢＳＮテレビが雪椿まつりの特集番組を放送し、大園遊会の様子や加茂山公園、加茂美人の湯など加茂市の観光スポットが紹介されました。

また、５月３日には、同じくＢＳＮテレビが、「水曜見ナイト」という情報番組で加茂市を特集し、その番組の中で、商店街の大阪屋さん、平山豆腐屋さん、涌井金太郎商店さん、味楽さんや加茂川のこのぼりなどが紹介されたことから、翌日以降は各店とも行列ができるほど大変多くのお客様がおいでに

なり、商店街やこいのぼりの加茂川河川敷が大いににぎわったようであります。

さらに、5月6日には、U Xテレビの「まるどりっ！」という番組の中で、加茂の商店街や加茂山公園の紹介がなされるなど、加茂市を取り上げたテレビ番組が多く放送されたことから、この連休は大変多くのお客様が加茂市へおいでくださったようで、まさにマスメディアの影響力を目の当たりにした連休でありました。

また、4月8日から5月14日までの期間は、葵橋と西宮橋の間に加茂の春の風物詩となりました500匹のこいのぼりが泳いでいる期間でもありましたので、連休中ただでさえ込み合っている道路が市外からおいでになった車で混雑し、議員御指摘のような状況が発生したと思われる。

さて、この大型連休中の渋滞緩和策についてですが、誘導員を配置してはどうかとのお考えですが、マスメディアの影響が大きかったという特殊事情がありましたので、すぐさま配置というわけにはいきませんし、誘導員を配置するとすればどこに何人配置すべきかなど十分慎重に検討しなければならないことと思われます。そもそも交通整理は警察のお仕事だということもあります。貴重な御意見として承らせていただきます。

やっぱりそういう事態には、まず警察にちゃんとやってもらわないとだめです。警察がごらんになって、どういうふうにしてスムーズに交通をもっていくか、なかなか警察といえども難しいと思いますよ、こういう事態になると。あれと同じようなものです。正月とかお盆とかで高速道路が物すごく長期間動かないじゃないですか。あれは警察といえどもどうしようもないのです。同じようなことが、加茂市においてああいうことがたまに起きると、これは恐らく不可能だと思いますよ、それをスムーズに流れるようにすることは。警察といえどもできないと思います。誘導員ぐらい配置したってどうにもならないと思います。じゃ、どうするのだと。これはもう仕方がない、どうしようもないという東洋哲学でいくしかないだろうと、そういうものが大いにあるのです。だから、本件についてもなかなか難しい。

私が市長になったときすぐ感じたのは、加茂市は横須賀市と一緒にだと思いました。すなわち駐車場が物すごく少ないまちなのです。どうしようもないのです。そこで、唯一の方法は、警察によくお願いして、なるべく駐車する場所をたくさんとっていただく。横須賀市は、ほかのまちよりも街路に駐車することを警察が容認しているまちなのです。加茂市もそういうところがあるのです。警察署に頼んで、なるべく街路に駐車するのを大目に見てくれということにしてあるわけであります。

それはそれといたしまして、また加茂市のホームページで公共の駐車場の所在地や駐車可能台数等を情報発信してはいかがかということですが、5月の月例全員協議会で滝沢議員から御提案がありましたので、早速ホームページの観光情報のページに、加茂山公園や商店街の駐車場、加茂川河川敷等13カ所の駐車場の所在地と駐車台数を示すマップを作成し、張りつけたところです。

ただし、銀行の駐車場については、掲載してもよろしいかと問い合わせたところ、とめていただくのは結構だが、あくまでも来店者や社員のための駐車場なので、掲載は見合わせてほしいとの御意見でしたので、掲載はしておりません。

また、御提案いただきました旧庁舎跡地の駐車場と野外ステージの開放分についての行楽時期の土曜、日曜、祝日の有料化につきましては、加茂市は万事有料化を極力行わない方針でありますので、あえて駐車料金の徴収は行うべきではないと考えております。

あそこの駐車場関連でただ単に駐車スペースだけを考えれば、一番いい方法は「きふね」さんの前の

あの場所に巨大な立体駐車場をつくることであります。10階建てぐらいの立体駐車場をつくれば、駐車問題は相当解決すると思います。しかし、それは駐車だけを考えた、交通だけを考えただけの話であって、そこにそんなものをつくったら小京都加茂の景観が台なしになってしまう。「きふね」さんのあの宮山を借景にしたたたずまいも台なしになってしまう。そういうことから、あそこに立体駐車場はつくれない状況にあるということでもあります。

次に、公民館と星野氏宅の間の道路から瀬高氏宅前を抜けて民俗資料館脇の市道行幸線に出られるようにすることで車の流れが改善するのではないかとのことについてであります。星野氏宅前の道路は、旧法定外公共物の里道、すなわち赤道として、平成15年に国から市に譲与されたもので、当時国が一斉にそれを譲与したので、加茂市もそれを受けたわけであります。その後は、市が管理しているものであります。この土地は、瀬高氏宅前の市道行幸線につながる10メートル手前までは幅が6メートルほどありますが、市民体育館側を車の駐車スペースとして使用しておりますので、星野氏宅側を車が1台通り抜けできる程度の道路となっております。しかし、その先の市道行幸線につながる10メートルの区間が宅地跡の土どめがあり、幅2.15メートルしかないため、車が通り抜けできない状況となっております。

そこで、星野氏宅前の道路を完全に通行可能とするためには、瀬高氏宅前に抜ける10メートルの区間を車が通り抜けできる幅に広げる必要がありますが、瀬高氏宅に向かって左手側は星野氏宅の駐車場となっておりますので、右手側の宅地跡の土どめ擁壁を取り除いた上で、勾配のついた市道行幸線につながるようアスファルト舗装をする経費なども必要となってきます。

私が市の諸公に言うたのは、それならそれやればいいじゃないかと言うたのですが、ところが市長、そう簡単にいかないのだと言うわけです。すなわち市道行幸線はもともと幅が2.8メートルしかないため、車同士のすれ違いができないばかりか、通行人と車が接触するおそれがあること、またかなりの急坂であることに加えて、民俗資料館側から進入すると谷通りまで見通せない道路であって、途中で待避所もないことから一方通行にしないと危険であること、星野氏宅前の道路から市道に抜けるには何度もハンドルを切り返さないと出られないのではないかということ等々、庁内の会議でも車の流れが改善するようなメリットが余り見込まれないのではないかという意見が多いところ です。慎重に検討すべきことと思われます。私はあの坂道になっている行幸線までスムーズに出ようにすればいいじゃないかと言ったのですが、あの行幸線そのものが、見通しが悪いので、市長、それやったら必ず死者が出る可能性がありますよということを言われて、私もそうだなと、出るかもしれないなと、ここは難しいなと思った次第であります。

次に、認知症施策における行方不明高齢者保護事業についてであります。これ仮称ですが、まず御質問にお答えする前に、認知症施策について概要をお話いたします。国は、認知症施策について、これまでの課題を踏まえ、認知症施策推進5カ年計画、平成25年度から平成29年度までのオレンジプランと言うのです。これを改めまして、平成27年1月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、平成37年度を目標に認知症のケアの環境整備をさらに進めるとしてあります。これまでの施策は、認知症の方が行動、心理症状等により危機が発生してから的事後的な対応が主でありましたが、オレンジプラン以降は危機の発生を防ぐ早期診断、早期対応を基本に置き、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指すとしてあります。

国の施策の概要としては、1番、認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進、2番、認知症の容体に応じた適時、適切な医療、介護等の提供、3番、若年性認知症施策の強化、4番、認知症の人の介護者への支援、5番、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進、6番、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、7番、認知症の人やその家族の視点の重視を7つの柱としており、主なものとしては、認知症ケアパスの作成、普及として、具体的には認知症と疑われる症状が発生した場合、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けることができるのかをわかりやすくしたサービス提供の流れを構築するとしておりますし、早期診断、早期対応を目的とし、保健師、看護師等医療系職、介護福祉士等介護系職、必要に応じ医師をメンバーとする認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター等へ置くとしております。地域での生活が可能な限り維持できるよう認知症の早期から継続的に家庭訪問し、家族支援や自立へのお手伝いをするというものです。加茂市では、既に加茂市介護・看護支援センターがそのように対応しているところであります。

現在、加茂市の65歳以上の人口、これが4月末現在ですが、この4月末の65歳以上人口は9,572人で、そのうち要支援を含む要介護認定者は1,712人おられます。この中に何らかの日常生活に支障を来すような行動、症状があり、意思疎通に困難さが見られる状態があるいわゆる認知症、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方々ですね。1,149人おられます。これは、要介護認定されている方の67.1%であり、国の推計である60%よりはやや高目となっておりますが、市民の皆様が困った際に加茂市介護・看護支援センターへすぐに相談されているためであると考えております。

さて、認知症による行方不明高齢者等の早期発見のためのメールや配信サービスについてであります。愛知県長久手市では、平成22年11月から長久手市行方不明高齢者保護ネットワーク事業を実施しております。これは、御家族などが事前に市に登録した行方不明になるおそれがある高齢者等、これが6月20日現在で38名いるそうですが、この高齢者等が行方不明になった場合にネットワーク登録者、これが個人、団体を含め約5,000件あるそうですが、ネットワーク登録者にメール配信し、目撃情報などを集め、早期発見を目指すものであります。平成28年度においては、7件の行方不明情報をネットワーク登録者に配信し、うち2件において発見、保護に結びつく情報が寄せられたと伺っております。

また、燕市でも、平成29年4月からメール配信による行方不明高齢者等の早期発見のための事業を実施しております。これは、事前に市に登録した高齢者等、6月20日現在6人いるのです。この6人が行方不明になった場合に、ネットワーク登録者、個人、団体含め約60件に配信しているものであります。始めたばかりの事業であり、今年度の配信実績はまだないとのことであります。

ところで、加茂市では、認知症に関する正しい知識と理解を持つ認知症サポーター、これが4月末現在1,627人いるということであります。この1,627人、これを養成し、身近な方が認知症でお困りの際に声かけやさりげない見守りなど、自分ができる範囲でのお手伝いをお願いしております。さらに、加茂市介護・看護支援センターでは十数名の徘徊のおそれがある高齢者を把握しておりまして、民生委員さんや区長さんなど地域の方々、またホームヘルパー利用者についてはホームヘルパーがふだんから見守っているところであります。それでも徘徊などで行方不明になった高齢者がいた場合には、御家族からの要請に基づき、加茂警察署から加茂、田上地区の行政機関、郵便局、ガソリンスタンド、新

聞配達事業所、タクシー会社など、計76カ所の協力機関にファクスで情報が送られる行方不明者の早期発見を目的とした「はいかいシルバーSOSネットワーク」を既に活用しております。年間数件の情報が配信され、例えばホームヘルパーが利用者宅を訪問する際にそれらしい人がいないか気にとめるなど、早期発見の一助となっております。

このように地域、関係機関が一体となり、行方不明高齢者等の早期発見の取り組みを行っているわけであります。ちなみに長久手市では、「はいかいシルバーSOSネットワーク」はなく、それにかわる手段としてメール配信を行っているのだそうであります。

議員御提案のメール配信についてであります。行方不明高齢者の発見に効果がないとは思いませんが、閉庁日や夜間における職員の対応をどうするのか、またおもしろ半分や興味本位でネットワーク登録されても困りますし、プライバシー管理の問題など、さまざまな課題があると思われます。

なお、高齢者の位置情報を確認する手段の一つとして、コストはかかりますが、GPSを活用する方法もあります。いずれにせよ、認知症の高齢者が今後も増加することは必至でありますので、加茂市としてはいろいろな方法について、議員の御提案も含め検討してまいりたいと考えております。まずもって、「はいかいシルバーSOSネットワーク」、これでやっておりますし、随分加茂市は手厚くやっているように考えております。

次に、「ふるさと納税」返礼制度のシステム導入に関する進捗状況とその概略についてであります。現在、ふるさと納税の実施に向けまして鋭意検討をしているところでありますが、その最中に総務大臣の過度な返礼品を抑えろという通知が出ました。ふるさと寄附金の獲得のために一部で競争が過熱し、返礼品が高額過ぎ、ふるさと寄附金の本来の趣旨から外れているという批判を受けているものです。具体的には、返礼割合を3割以下にすること。金銭類似性の高いもの、例えばプリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイントなどをやめること。資産性の高いもの、例えば電気、電子機器、家具も入っているのです。それから、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等などをやめること。価格が高額のものをやめること、また市内の住民の寄附に対して返礼品は送付しないことなどを各自治体に要請しております。これを受けまして、今全国的に返礼品の見直しの動きがございます。その中において、加茂市におきましても早急に検討を進めてまいります。

すなわち検討の途中で総務省から文書が来たものですから、相当程度見直す必要が出てきておるということで、あれは罰則がついていないから何でもいいやというわけにはいかないと思うのです。やっぱり総務省から出ている文書は、よく念頭に置いて考えなければいかんだろうと思っております。家具がだめというので、たんすはだめになってしまったのです。等々あるわけであります。

以上でございます。

○8番（保坂裕一君） はい、ありがとうございました。では、自席にて再質問のほうを若干させていただきます。

初めに質問いたしました行楽時における宮大門周辺といいますか、加茂山周辺ないしは加茂市の市街地周辺の渋滞緩和ということですが、確かにたまたまメディアの影響もあったことも、それもあると思うのですが、それでまさにうれしい悲鳴になったということで、ただやっぱり北越の小京都へどうぞ、どうぞと、お越しく下さいというPRをしておいて、来ていただいた来街者の方に不愉快な思いをさせたりということはさせたくないわけですし、そこは警察だというお話もありましたけれども、やっぱり

行政当局のほうでもその辺を和らげていくのは仕事なのじゃないかなというふうに思うのですが、当面、まさに最終的には不可能なのだから、ホームページの情報等々で上げましたと、掲載しました、これで様子を見ようと、そういうことになりますか。

○市長（小池清彦君） 誘導員を置いてもだめだと思います。誘導員どこへ置いて、何させるのだと。あんなふうになったときに、誘導員、早く行ってください、早く行ってくださいなんて言うたってどうしようもないし、こっちの道行かずにこっちへ行ってこっちの橋渡ってくださいと、そういうのは、私は警察の仕事だと思うのです。何でもかんでも市の仕事だと思ってやるのは、ちょっとまずいと思います。こっちへ行くと渋滞だからこっち行けよというのは、それは権限を持った警察の仕事だと思うのです。あれだけ押しかけているときに、跨線橋を渡らせまいとして、こっちへ行って橋渡って、それから市街地へ入ってくださいと一人一人の人に車をとめて言えるかと。車をとめる権限はないのですよ、加茂市の誘導員には。警察はとめられます。交差点でとめて、そしてこっちはもう込んでいるからこっちへ行きなさいと、それは加茂市の誘導員にはできないですよ、具体的に。抽象論としては、ああ、誘導員いいじゃないかはあります。具体的に誘導員何するのだということになると何もできません。権限がないです。それはやっぱり警察が何とか気きかせておやりになるということであり、警察も年中そうしてくれというのじゃないのです。そういうときはやっぱりしっかりしかるべくやっていただかなければまずいと思うのですが、それにしても1台1台とめたらそこでまた渋滞ができて、非常に難しいです。ただ、加茂市でインターネットにそういうときに交通情報を出して、なるべくここへ行ってくれというふうに言うことはいいと思います。それは非常に効果があると思いますが、それ以外はちょっと余り効果ないのじゃないかなという感じはいたします。

○8番（保坂裕一君） 今、誘導員のお話いただきましたけれども、これはちょっと次元が違うっちゃ次元が違うのですが、例えば春のイベントのとき、雪椿まつりだとか、そういったときには誘導員をあそこに置くわけで、それは市の祭りなので、市が責任を持ってということになるのでしょうかけれども、私も周辺に住んでいる者として見に行くと、要するに駐車場があるのはわかるのだけれども、野外ステージのほうの駐車場も開放されていると、そういった情報は持ってくるのですよね、来る人は。ただし、行ってみて、行ったらもう満車。あそこ40台でしたっけ。野外ステージ40台の確保があるわけですが、すぐいっぱいになるわけです。その後に来た人が、上に駐車場がもう一つあるはずだなんていう頭で上り始めると、行ってだめだったとっておいてくる車とまださらにそれから上ろうとする車ともう本当にあれ大変なのです。あの坂の左側の部分にまたとめるところがないからといって、あふれた車ももう順番にとめていくわけです。そうすると、当然すれ違う幅もその分だけ狭くなって、もうとにかくあそこ大変なのです。それで、さっきのあの公民館脇の道路からの迂回をしたらどうかなんていうところもその辺からちょっと提案させてもらったのですけれども、その辺で誘導員がいてもやっぱりいいのじゃないかと。

それと、なぜかという、たまたま連休中であったのかもしれないのですが、やっぱり加茂山の場合、四季を通じて……四季というのはちょっと、冬は余りお客さん来ないので、スリーシーズンという言い方をすれば、やっぱり土日、祝日にはそれなりの、相当の来街者があるわけですし、その日に限って、もう上は満杯だよとか、下の河川敷のほうはどっから行くのですよみたいな案内をするような人がいたら緩和策になるのじゃないかなというふうには思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（小池清彦君） 貴重な御意見として承らせていただきまして、検討してみたいと思います。

○8番（保坂裕一君） それでは、次の質問のほうに行きます。

2番目の認知症の施策における行方不明高齢者保護事業という仮称ではありますが、加茂市でもどうだという提案をさせていただいたところであります。それで、答弁の中では、「はいかいシルバーSOSネットワーク」システムということで、こちらのほうは私もその後ホームページを見たのですが、新潟県警察から入っていくとそのところに情報が出てくるわけですが、この「はいかいシルバーSOSネットワーク」システムと加茂市の福祉の包括支援センターとの連携というのは、具体的にどういう形でなされているのでしょうか。

○福祉事務所長（青柳芳樹君） 県警が中心になってやっているのが「はいかいシルバーSOSネットワーク」でございますが、答弁にも書いてありますが、警察署へ行方不明の届け出がありますと警察署から市内76事業所に向かってファクスが入ります。その中には、加茂市だったら総務課であったり、支援センターであったり、福祉事務所であったりするわけですが、あるいはほかのところでいえばここに書いてあるガソリンスタンドとかコンビニだとか何かいろいろあるわけですが、支援センターの関係でホームヘルパーを抱えておりますし、特別養護老人ホームでいえばデイサービスの職員がしょっちゅう出たりなんかする。そういう職員に対して、こういう人が今行方不明になっているというファクスが入りましたということを知らせます。そうすると、そこに特徴等書いてあるわけですから、今言った人たちはまちなかを車でいろいろ散策じゃないですけども、出歩きますので、そのときにそういう人を目撃すれば連絡がうちらを通してでありますけども、警察に行くと。すると、家族にその情報が行くということになります。家族の情報そのもの、あるいは本人の情報そのものは、結構その名前伏せられている場合がありますので、最終的には警察を通して連絡してもらおうという形になります。

○8番（保坂裕一君） この高齢者の行方不明者が出ているということは、何かもう最近、たまたまなのでしょうか、三条で、連続で6月15日、16日発生しておりますし、その記事を見ていますとやはりそのSOSネットを活用しているということで、燕市のほうでも最近そのSOSネットワークシステムと連携した中で、お帰りメールでしたか、何かおもしろい名前がついたそういうシステムを導入しているということで、加茂もその「はいかいシルバーSOSネットワーク」システムと連携がとれているというこの部分では安心したところではあるのですけれども、いずれにしても高齢化社会の進行で、これ答弁にもありましたけども、もう避けて通れないものだと思いますので、本人も含めて御家族も悲しい事故に遭うのを未然に防ぐための取り組みとして時には消防との連携が出てくると思うのですが、その辺になるかもしれませんが、しっかりとお願いしたいと思います。

次に、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税についても、壇上でもお話ししましたとおり、もう既に一般質問でも何名かの議員が取り上げているわけですが、今回の質問に対しての答弁書をいただきましたが、現在の経過というか、総務省からの要請であるとかという経緯の説明はありますが、加茂市の進捗状況としては答弁にはないように思うのですが、その辺はいかがなのでしょうか。

○市長（小池清彦君） 進捗してきたところで総務省が文書出したものですから、ちょっと見直さなきゃならんというところであります。総務省の文書はきついので、3割に抑えろなんていうことなので、これでやられるとこの文書に従わない者勝ちみたいになっちゃうのです。この文書に従う者の負けみたいなことになっちゃうのです。これちょっとまいったなと思っていますところであります。

○8番（保坂裕一君） 既に導入されている自治体では、やはりパーセンテージにおいてその3割を1つの目安という通達というのでしょうか、要請が出たことに対して、議会であつたり、そういった中で議論が戦われているようでありますけれども、加茂市の場合はまさにこれからというところに出てきた要請だと思うのですが、市長のお考えとしてはその3割にするのか、それとも、いや、総務省言うてきたって別にそれはそれだっけ、それより上げるというふうにお考えなのか、その点はいかがでしょうか。

○市長（小池清彦君） 今おっしゃったような答弁できないですね、総務省から文書が出ているのだから。どこだったかな、あれ。市長の会合だったか、何の会合だったかな。北信越だったか、全国市長会だったかちょっと忘れたのですが、私が周りの市長に、これに従う市はありますかなんて言うたら、ないでしょうなんて言うていましたが、しかしなかなかそうもいかないだろうと思うし、みんな従わないとこの制度中止になります。みんながたかをくくって、ああ、こんなもの罰則がないからいいやなんていう調子でやっていると、この制度は中止になってしまう。こうなったらもうやめろといって国から来たら、これはもう全員どこの市町村もやめることになります。今そういうところまで来ていると思います。全然当初の目的と違うのですもの。一般国民もこれ全国のネットで見ても、目ぼしいものを取り寄せて楽しもうなんていうことでやっているわけですから、全然寄附をして地方自治体を支援しようなんていう気でやっているわけじゃ全くないわけですから、こんなことをしているとこの制度は早晩中止になるだろうと思いますが、今加茂市としてもしかるべく、しかしやらなきゃいかんとは思っているわけですが、これを当てにするような財政運営はできないなと同時に思っているわけでありま

す。

○8番（保坂裕一君） 今、市長おっしゃったように、財政に関してのメリットもあるのもあると思うのですが、活用いかんによっては、当然返礼品に地場の産品を扱うということによって、その生産者であつたり、事業者にお金落ちるというメリットもありますので、数字上のことだけ言って申しわけないのですが、三条市は2016年度が3億8,500万円、燕市においては、これ速報値では県内トップになるのじゃないかと言われていますが、5億8,000万円がそれぞれ2016年度の入ってきたお金。そこから当然全部入ってくるのじゃなくて、返礼品として経費扱いで出て行くのが差し引かれるわけですが、その数字に対しての3割ないし事務費、経費をどこまで見るかというのもありますけれども、最低でもやっぱり2割5分とか3割が地場の生産者、事業者に落ちていくということを考えると、やはり早く導入をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（小池清彦君） それは早くやるようにやっているわけですが、ただああいう文書も出てきた以上、そう金もうけだけ考えてやるわけにはいかない、そのように思っております。

○8番（保坂裕一君） ぜひそこはその3割という数字に私は余りとられることもないのじゃ……（市長小池清彦君「いやいや、それはできませんよ」と呼ぶ）それは私の立場だからですけれども、そこは早目に答えを出していただいて、一日も早く導入することを要望して一般質問終わります。

○議長（森山一理君） これにて保坂裕一君の一般質問は終了しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（森山一理君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（森山一理君） 2番、藤田明美君。

〔2番 藤田明美君 登壇〕

○2番（藤田明美君） 皆さん、こんにちは。2番、大志の会の藤田明美です。平成29年6月定例会に当たり、一般質問させていただきます。

今回の質問は、加茂市の障害福祉サービス事業所、いわゆる障害者施設について質問させていただきます。現在、新潟県内には特別支援学校の高等部が30校あり、その在籍生徒数は年々増加しています。中学校の特別支援学級から特別支援学校の高等部へ進学した県内の生徒数は、平成17年で151人、平成27年度で290人となっています。その中で、加茂市の生徒が主に通うのは三条市にある県立月ケ岡特別支援学校で、そのほか新潟市や長岡市の特別支援学校へ通っている生徒さんもいらっしゃるかと思います。今回は、このような特別支援学校を卒業した後に障害者が通う事業所を中心に5点質問させていただきます。

まず、1つ目の質問です。加茂市内にも障害福祉サービス事業所があり、それらの事業所はそれぞれが努力されていて、すばらしい事業所です。しかし、近年、近隣市町村の事業所の利用者が定員近くに達し、加茂市の障害者が今後利用できる事業所が少なくなり、行き場を失ってしまうことが予想されます。現在、月ケ岡特別支援学校の高等部に在籍している加茂市の生徒は、3年生6人、2年生5人、1年生5人です。特に今の2年生、1年生が卒業するときの受け皿が不足するのではないかと懸念されています。このような現状を踏まえ、他市の事業所に頼るのではなく、加茂市でも事業所をふやし、加茂市の障害者はなるべく加茂市内で支援できる体制を整えたほうがいいと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

2つ目の質問です。現在でも加茂市内の事業所が少なく、市内外の複数の事業所を多い人で5、6カ所併用して利用されている方もいらっしゃいます。このような利用の仕方は、障害者本人、保護者にも負担になっていることと思われます。このような現状を市長はどのように捉えていらっしゃいますか。このような環境を改善できると仮定して、加茂市としてできること、加茂市としてできないことがあれば御指摘ください。

3つ目の質問です。これまで加茂市では、障害者自立支援協議会が一度も開かれておりません。このような状況下でどのようにして加茂市内の障害者と保護者、関係者のニーズ、必要なサービス量を把握しているのか、お聞かせください。また、加茂市には障害福祉計画が策定され、必要なサービス量の見込みが示されていますが、いつ、どの場でその評価をしているのでしょうか。

4つ目の質問です。加茂市には、知的障害者の入所施設や日中一時支援などの土曜日に利用できる事業所がありません。これらを社会福祉法人である加茂福祉会で行うことは可能でしょうか。

5つ目の質問です。昨今少子化が進行している中で、冒頭でも述べたとおり、全国的に特別支援学校の生徒数は年々増加しています。それに伴い、特別支援学校を卒業後に福祉事業所を利用する障害者も増加することと思われます。このような状況から、今後より専門的な知識を持った人材の確保や育成のための支援を行ったほうがよいと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

加茂市に住む障害者に限ったことではありませんが、障害の種類は多岐にわたっているので、事業所が1つふえたところで課題が全て解決するものではありません。就労継続支援B型一つをとっても、小物をつくったり、クッキーなどのお菓子をつくったり、カフェをやったりとさまざまなものがあり、特性に応じてその人が自身に合った事業所を選べるのが理想です。さらに、その先には、障害者がその人らしく地域の中で生活し、親が亡くなった後でも地域に支えられながらともに生きることができる社会ができていくとよいと思います。加茂市の人加茂市の中で支援できる体制づくりを実現させていただきたいです。

壇上での質問は以上です。再質問は、自席にて行わせていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

障害者の皆様が御利用になる障害福祉サービス事業所についてであります。加茂市には、社会福祉法人加茂福祉会が運営する第二平成園、それからNPO法人である加茂市手をつなぐ育成会の雪椿の舎がありますが、加茂市においてはその運営に関して積極的に協力、支援をし、全力を挙げてバックアップをしているわけであります。

その結果、小規模作業所であった雪椿の舎は、補助金交付、リフトつき送迎バスの配置、作業所拡大のための増築等を順次行い、今や生活介護サービスや就労継続支援B型サービス、日中一時支援事業、相談支援事業を行う立派な障害福祉サービス事業所となり、多くの方が利用されております。

なお、雪椿の舎が平成21年度に作業所の増築を行った際には、2,555万1,000円の工事費に対して県の基盤整備補助金1,943万5,000円を手配し、不足分611万6,000円を市が負担しております。

また、雪椿の舎は、現在障害福祉サービス事業所として活動しており、平成27年度では3,299万4,000円の給付費収入を得ております。そのうち、824万8,000円は加茂市の負担。4分の1が加茂市の負担で、残りは国が2分の1、県が4分の1の負担となっております。雪椿の舎につきましては、御案内のようにまだ市議会のほうには提出しておりませんが、もう一カ所活動の場を広げる方向で現在手配中であります。

第二平成園においても、その一部を障害者も利用できるよう、加茂市が中心となり、国との協議を行い、障害者の入所サービスや短期入所サービス、日中一時支援、相談支援事業を行う障害者支援施設となっております。これは大変画期的なことであつたのでありまして、第二平成園をつくったときに入所で10ベッド障害者のためにとってあるわけであります。入所分です。そのほかに、日中一時支援、それからショートステイもそこでやっているわけであります。

そのほかにも加茂市では、障害者福祉に関する施策として、ホームヘルプサービス利用料の無料化、市民バスの無料化、コミュニティセンターなどの入浴料無料化、人工内耳装用者への機器購入費及び電池代の助成、人工透析患者の通院費助成などのほか、社会福祉協議会が実施しているタクシー利用助成券や紙おむつ購入助成券の発行、各種団体への補助として、この雪椿の舎以外でいいますと、加茂市手をつなぐ育成会へ30万円、身体障害者福祉協会へ40万円、加茂ともしびの会へ7万円の補助金を支出するなど、また学校においても特別支援学級用の通学バスを運行しており、しかも市外の月ヶ岡特別支援学校へも運行しております。また、特別支援学級には必要な介助員を配置しておりますし、今年度

においては若宮中学校に障害者用エレベーターを設置し、下条小学校に特別支援学級を新設しております。加茂市は、障害者福祉に意を用いているところであります。

ところで、特別支援学校等卒業生数の状況であります。特別支援学校の高等部等を御卒業された生徒数は、平成23年度で3人、平成24年度で3人、平成25年度で1人、平成26年度で11人、平成27年度で7人、平成28年度で2人であり、平成29年度の卒業予定の高等部等3年生は6人、在学中の高等部等2年生は6人、高等部等1年生は9人となっております。

中学生以下でも各学年5名以上の障害児が特別支援学級、特別支援学校に在籍しておりますので、全体の傾向としては微増の状況となっております。特別支援学校等を御卒業された後、就職される方や家で過ごす方もいらっしゃいますので、全ての方たちがというわけではありませんが、やはり特別支援学校等の卒業後に障害福祉サービス事業所を利用される方は増加していくものと思われま

す。さて、学校を卒業して社会に出られた加茂市の障害者が現在利用されているサービス事業所ですが、まず訪問系では加茂市ホームヘルプステーションなど3事業所、通所系では雪椿の舎など33事業所、入所系では第二平成園などの障害者支援施設やグループホーム、単独の短期入所事業所を含め、23の事業所が利用されております。これらの事業所は複数の事業展開をしているところもあるため、全部で57事業所であり、加茂市内の6事業所を除く市外の事業者は51事業所であります。

さて、1つ目の加茂市内に事業所をふやせるかという御質問についてであります。障害者の方たちが利用する県内の事業所は、西新潟中央病院など国立病院機構が運営するもの3事業所、コロニーにいがた白岩の里等の新潟県が運営するもの4事業所、一部事務組合が運営するもの14事業所、市が運営するもの10事業所。この市が運営する10事業所のうち、5事業所は加茂市ということであります。だから、県内で市が運営しているものは10事業所で、そのうち5事業所が加茂市であります。そのほかは社会福祉法人やNPO法人などの法人が運営する事業所で、要するに民間事業者が運営する事業所であります。

○福祉事務所長（青柳芳樹君） 市が運営するものが県内で10事業所ありますが、そのうち5事業所が、加茂市が運営するものというところでございますが、加茂市が運営するものは、加茂市ホームヘルプステーション、やまびこ作業所、あと平成園、第二平成園、第三平成園がそれぞれデイサービスを行っておりますが、そこがそれぞれ障害者も受け入れておりますので、以上で、5つの事業所で運営しております。

○市長（小池清彦君） そういう勘定だそうであります。要するに国が運営するもの、県が運営するもの、そういうものがたくさんあり、あと法人が運営しているのですが、これちょっとこの勘定が、雪椿の舎なんかも、それは手をつなぐ育成会がやっておられますが、加茂市が物すごく支援をしてさしあげているので、それはやっぱり加茂市が大いにかかわっている施設なわけですね。そうなのですが、私の言わんとするところは、加茂市がそれぞれの各市町村に存在する事業所が全部その市町村がかかわっている、その市町村がほとんど運営していると、そういうものでは必ずしもないということなのです。すなわちこれは市町村別にやっているものではないということなのです。平成園、第二平成園、第三平成園などと言うて、市が実質運営しているということを各市町村は今避けているのです。要すれば民間にやらせて、各市町村は今それを避けている状態が続いているわけです。だから、それぞれのまちが面倒を見ないとだめなのだという考え方だけは、これはちょっと正しくないということでもあります。加茂市の人た

ちは、全部実質加茂市が施設をつくって面倒を見なきゃならんのだと、そういうことではないということとであります。したがって、加茂の人にはたまたまその施設が加茂市以外のところにあっても、そののまち以外の人を入れないとか、そういうことはないということとであります。

私が前から申しておりますのは、この障害者の施設につきまして各市町村に面倒を見させるというのはだめだと、これは。国が全部やるべきであると、そうでなければだめだと私は言い続けているわけなのです。これに対して国は十分なことをしていないと私は言い続けているわけとあります。だから、もっともっと国に一生懸命出してもらう必要がある。それから、同時にこれを運営している運営主体というものは必ずしも市町村ではありませんので、加茂市の面倒を全部加茂市が見ろというような今国全体のそういう体制にはなっていない。障害者施設については、国といいますか、日本国政府はそういうふうな運営形態にはしていないということとあります。これは、よく念頭に置いていただきたいと思うわけとあります。

ところで、市立と一部事務組合が運営するものを除けば、利用者の住所は事業所の利用に際して基本的には関係ないものであり、今申し上げましたように市外の事業所の利用は全く問題ないのであります。障害福祉サービス事業の利用を希望される方がいらっしゃれば、主に福祉事務所や健康課の担当職員が直接御相談を受け、関係機関の協力も得ながら全力を挙げて市外の事業所を含めて御希望の事業所が利用できるよう支援をしているところとあります。

したがいまして、加茂市においてそういう施設へ通う人が毎年毎年どんどんふえているわけとあります。これは、加茂市の福祉事務所、それから健康課が一生懸命手配をして、その結果、どんどんふえているわけとあります。ただ、かかる経費については、加茂市民については加茂市が相当な分を負担しておりますので、4分の1は加茂市負担ということなので、その4分の1の負担額は随分大きい額で、大体平均100万ぐらいは人数が一人ふえるたびに加茂市の負担がふえておると、今そういう話で、入院するということになるとそれは看護師の負担は何百万円になると。そういうふうにして今毎年、毎年その対象者はふえ続けているということとありまして、加茂市はしっかりそれは御支援申し上げているということとあります。

次に、2つ目の複数事業所を利用しないで済むようにならないかという御質問についてであります。複数の事業所を利用する理由としては、サービス利用日程の調整関係での複数事業所利用もありますが、それとあわせて障害者へのサービスは、その障害特性の多様性により、受けるサービス事業者側にもさまざまな特徴が必要となります。例えば作業所ですと、仕事の内容、作業スペースの広さ、階段の有無、仕事優先か介護優先かなどであります。一方で、何でもかんでも対応できる事業所があるわけはありません。そのため、複数事業所の利用については他市でも当たり前に行われていることとあります。加茂市においても、障害者御本人の利用目的や希望に応じて複数の事業所を組み合わせ利用したいという方も多いわけとあります。

次に、3つ目の障害福祉計画の策定、評価についての御質問であります。障害福祉計画の見直しに際しては、介護保険事業計画について意見を聴く会、そういう会をずっとつくっているわけとありまして、この聴く会の委員の方々より障害福祉計画についても御意見を頂戴し、作成しております。

計画の評価につきましては、私が加茂市手をつなぐ育成会や加茂市身体障害者福祉協会の総会には必ず出席をしており、その場で相談をし、要望などをお伺いして障害福祉施策を前進させているところで

ありますし、また私が福祉事務所や加茂市介護・看護支援センター、健康課を陣頭指揮し、その職員が中心となり、直接障害者の方やその御家族からの相談を受け、必要に応じて相談支援事業所、第二平成園や雪椿の舎などの事業者や新潟県等も含めて相談し、施策に反映させております。つまり加茂市が責任を持って皆様の相談や要望等を把握して、実行しております。これを評価するとすれば、頑張っているとなるのではないのでしょうか。

障害者自立支援協議会がないと評価できないというものでは全くありません。それだと今まで加茂市はさっぱり何もやってこなかったということになるわけですが、加茂市はやっぱり日本一の福祉のまちと言っていい状態にあると私は思っております。しかしながら、自立支援協議会につきましては、近いうちに設置いたしたいと思っております。

次に、4つ目の加茂福祉会で土曜日に利用できる事業所を設置できないかという御質問であります。加茂福祉会が運営する第二平成園では、既に月曜から金曜の平日のみでなく、土曜、日曜、祝日にも日中一時支援を行っておりますし、もちろん短期入所や入所につきましては土、日、祝日を含めてサービスを行っております。また、平成園、第二平成園、第三平成園のそれぞれのデイサービスでも、土、日、祝日を含めて障害者の利用を受け入れております。今後も同様に御相談に応じ、サービスを御利用いただけます。

最後に、5つ目の人材確保、育成支援についてであります。冒頭申し上げましたとおり、特別支援学校を卒業される方の全てが障害福祉サービス事業所を御利用になるというわけではありませんが、卒業見込みの生徒数は微増傾向にありますので、卒業する生徒数の推移や障害福祉サービス事業所の利用状況等を見きわめながら人材確保、育成を行ってまいりたいと思います。人材育成のほうは、あるいは人材確保のほうは、私は加茂市がしっかり行っておると、そういうふうに思っております。

以上であります。御案内のように雪椿の舎についてやがて市議会のほうに御相談申し上げることになりますけれども、1つの大きな建物を今加茂市が取得にかかっているわけでありまして。今、値段の交渉をしているところであります。それをしっかりと加茂市が確保して、修理すべきは修理して、そして雪椿の舎のほうの事業に大いに使っていただくという方向で近いうちに市議会に御提案申し上げたい、そう思っております。

とりあえず以上でございます。

○2番（藤田明美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず市長の答弁全般を通しまして、障害者自身が市でどうしても支援しなきゃいけないわけではないとか、ほかの市の事業所を利用してもいいのだということは私も理解しています。それでも加茂市の事業所が少ないのではないのかという思いで今回一般質問をさせていただきました。

ということと、それに関連しまして、先ほど市長がおっしゃったように、雪椿の舎、今取得しそうなところがあるというところは、詳しいところまではきとお話しできないところもあると思うのですが、わかるところまで教えていただきたいと思います。

先ほど冒頭で申しましたように、加茂市の障害者、行き場はやっぱり三条市が特にいっぱいになりつつあって、加茂市の子も行くところが少なくなっているというのが現状だと思いますので、できれば加茂市にももう一つあるといいのかなというのは思っています。それが本当にここ1、2年の喫緊の課題だと思うのですが、どれぐらいをめどに雪椿の舎のほう、もう一つのほうを考えていらっしゃる

ますか。

○市長（小池清彦君） これは、加茂市の手をつなぐ育成会、雪椿の舎のほうから御要望がありまして、私もそれは加茂市の最優先事項であるということで直ちに応じまして、今建物の取得にかかっているところであります。中身については、手をつなぐ育成会関係の方々は皆様御存じのものであります。ただ、本日は議会でこれ以上のことは、まだ相手と値段の交渉中であり、今度はその修理すべき部分もあると思いますので、関係者の皆さんはもう御存じでございますので、本日はこの程度にさせていただきたいと思います。

○2番（藤田明美君） 本当に先ほど申しましたように、ここ1、2年できっと行き先がなくなってくる子も出てくると思いますので、なるべく早目の対応をお願いしたいということと、もちろん市長さんそのとおりだと思っていることと思いますが、バックアップをしっかりといただきたいというふうに思っております。これは、本当にこちらからも強く要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

あと、市や県の事業所ではなくて、民間の事業所に関してなのですが、2番目の質問で、加茂市でできることとできないことという質問をしたのですが、今回の雪椿の新しいほうの話でもそうなのですが、社会福祉法人が自己負担する分を、建物を建てる時に市がバックアップして建てて、運営は民間のNPO法人や社会福祉法人が運営するという形はあると思うのですが、これも現実的ではないかもしれないのですが、今後加茂市に今ある法人ではなくて、新しく別な法人が加茂市に新しい事業所をつくりたい、そのときにじゃ建物も自分で建てたいといったときは、それはもう加茂市でできる分にはそれは大丈夫ということでしょうか。

○市長（小池清彦君） 雪椿の舎の建物は、加茂市が所有しているわけでありまして。今度取得する建物も当然加茂市が所有し、それを維持、補修していく段階においては加茂市が中心になって、もちろん国、県からの補助が出るというのは、それはあると思いますが、加茂市がしっかりとそれは維持していくということになると思います。

そこで、障害者と言ってしまうと中身がよくわからなくなっちゃうのです。私は、老人関係の特別養護老人ホームについては、それは加茂市でやりますということで、そこへ民間の営利を目的とする方々には入っていただきたくないという政策で加茂市はやってきているわけでありまして。したがって、加茂市は、平成園、第二平成園、第三平成園というものをしっかりと実質みずからこれを建設して、維持、運営しているわけでありまして。これは結果、非常に成功しているわけでありまして、何しろ営利、利益を出さなくていいわけですから、その結果、加茂市民の介護保険料は新潟県で一番低くなっているわけなのです。何で加茂市民の介護保険料が新潟県で一番低くなっているかというと、加茂市だけはみずから特別養護老人ホームを3つも運営しているからであります。そのほかにもまだまだそれ足りませんので、そのほかの特別養護老人ホームとか、あるいはさくら苑のようなところにも、もちろん行っていただいておりますけれども、中核をなしているのは3つの平成園であります。今度第四平成園を何としてもつくらなきゃいかんと、喫緊の課題であるということで25億から30億かかるわけですが、これに数年のうちには着手しないと、とても加茂市の高齢者を大いに賄い切ることはできないという状況なものですから、第四平成園を急ぐ、そういうことで老人のほうはやってきているわけでありまして。

そこで、今度は老人以外の障害者でも二通りというか、あるわけです。知的障害の方々の場合と身体

障害の方々の場合と両方あるわけでございます。それで、知的障害の方々のほうについてまず申し上げますと、加茂市において足りないのは夜もそこに滞在できる施設なのです。これがどうしても加茂市の財政力ではまだまだつくれる段階にない。これは前からの課題なのですが、それはとてもつukれない、そういう状況で、こういう施設については加茂市以外に存在を somewhere の厄介になっておるということでもあります。通所関係では雪椿の舎が大いに充実してきましたし、今度も御要望に応じてまた建物 1 つ加茂市が買ってやろうとしているわけで、これには鋭意力を入れておるということでもあります。知的障害については、そういうふうになっておるわけでもあります。

今度は、身体障害については、一つは第二平成園、ここに 10 ベッド確保したのです。入所ですよ。10 ベッドのうち加茂市のベッドが 6。これ共同でつくっていますので、加茂市のベッドが 6 だったと思うと言っていますが、これを確保したのです。これは、極めて画期的なことだったのです。第三平成園のときも、ぜひそれをくれと、第三平成園 100 ベッドについても身体障害の部分を 10 ベッドなり、20 ベッドなりくれと言うて県、国に言うたのですが、絶対だめだと。老人は老人、身体は身体、絶対だめだと言って応じなかったのです。応じてもらえば随分楽だったのですけれども、そうすれば第三平成園 100 ベッドのうち、10 ベッドなり、20 ベッドなりを身体障害のほうへ回せたのです。それができなかったのです。

そういう状況から、今のところ第二平成園 6 ベッド分、入所については。しかしながら、ショートステイとかそれはいろいろやりくりできますので、ショートステイ、それから入浴等のデイサービス、これは精いっぱい平成園、第二平成園、第三平成園で応じてさしあげていると。身体については、そういう状況なのでございます。今度第四平成園をつくるときに、やはりもう一遍国、県にお願いをしてみる必要があると思っておりますが、どうも国のほうは非常にかたくなで、老人と身体は別だと。これは、恐らく厚生労働省の中でそれは取り扱っている部局が違うからなのです。非常に縦割り行政の結果のまづいところなのですけれども、今そういう状況であります。したがって、足りないところは、うちの福祉事務所、それから健康課が、特に福祉事務所が一生懸命になって、加茂市以外にある施設を精いっぱい探して、そこへ行っていただいておりますという今状況であると、そういうことであります。

○2 番（藤田明美君） そうすると、加茂市がかかわらないで新しい事業所ができるということに関してはいいということでしょうか。

○市長（小池清彦君） それがどういう性格のものであるかということによって違ってくると思うのです。特別養護老人ホームをもう一つつくりたいと言うてきたときは、それは加茂市民にとって不幸です。やっぱり第四平成園です。ところが、ほかの市長の中には、いや、俺はもう特別養護老人ホームから手を引くよと言うている人はかなりいるのです。それは市として楽です。加茂市でいえば 25 億から 30 億工面しなくてもいいのだから楽ですが、それは加茂市民を非常に不幸にします。やっぱり加茂市においては第四平成園をつくって、そして第四平成園までつくればもうそれ以上は要らないのですよ、これからの人口を考えますと。中には、いや、その後面倒見なきゃならん人口減っていくじゃないかと、そのことを考えたらつくらんほうがいいのじゃないかと、こういう議論もありますが、私はそうじゃない。やっぱりちゃんとつくるべきだと。

そこから先は、恐らく第四平成園は個室で 1 人部屋になります。第三平成園も 1 人部屋で、今ホテルみたいな感じで非常に好評です。これは国の政策でそうやっているのですが、第四平成園も個室になる

と思います。しかし、平成園と第二平成園は個室でないのです。したがって、やがて将来第四平成園もつくって満杯になります。その先対象人口が減っていったら、今度は平成園と第二平成園を個室化していけばいいと、そのように思っております。いずれにしても、特別養護老人ホームをつくりたいと言うてきたときには要注意である。それは、営利を目的とする会社がつくるのだから。それだから、もうけまで金出さなきゃいけないのです。それは、加茂市の介護保険料に大きくはね返ってくるのです。

それと、やっぱりサービスも、平成園、第二平成園、第三平成園は随分それはいろいろ不行き届きもありましようけれども、いいです。加茂市が責任を持ってサービスをしてさしあげれば、不行き届きがあれば、市長、だめじゃないかと言うて私に文句を言う手段があるでしょう。ほかの営利を目的とする団体がつくって、変な扱い入所者にしても市長に文句は言えないです。今なら市長にすぐ文句が言えます。そうすると、市長、おっ、これ大変だと、申しわけありませんでしたということですぐ改めさせることができます。やっぱり第四平成園はつくらなければいけない、これを民間に任せることは得策でない、老人福祉についてはそう思います。

そうすると、今度は知的障害者については、それは一番いいのは入所、夜も昼もそこにおれる施設をつくることなのですが、なかなか第四平成園もつくらなきゃならんとか、そういう状況の中でそういう立派な施設を加茂市がつくっていくことはなかなか難しい状況にあるから、加茂市としては通所のほうは今度建物も 1 つ買ってしっかり面倒を見てさしあげますが、夜も昼もの入所のほうはとりあえずちょっと今のところ手が出ないという状況であります。

身体障害のほうは、加茂市がやっぱりそういう施設をつくるべきではないかということが正論ではありますが、なかなか難しい状況にある。一番いいのは、第三平成園をつくったときに国がちゃんと認めてくれればよかったのです。そのうち、10ベッドでもいいから身体障害者用にしてくれればよかったのです。絶対やってくれなかったのです。第四平成園のときもやはり頼んでみなきゃならんと思っております。全体としてはそういうことで、それぞれ分けて考えなきゃいかんということであります。

○2番（藤田明美君） 私のお話ししたかったのは、民間が入ってくる分には、市の支援だけで建物を建てる場合はどうかという質問だったのですけれども、ちょっと質問変えまして、ちょっと土曜日の利用のことに質問させていただきたいのですけれども、平成園のほうでも利用できるということなのですか、知的障害者の方の土曜日の利用の実績もあるのでしょうか。

○福祉事務所長（青柳芳樹君） もとが特別養護老人ホームですので、あそこ職員は365日います。その中の一環でやっておりますので、土日関係なく、祝日関係なくサービス受けれると思います。何かで土日もしかして混むとかという事情があれば、そのときの調整でちょっと日変えてくれという話があったのかもしれませんが、基本やれるはずでございます。

○2番（藤田明美君） 今の第二平成園については、ベッド数確保されているというの、すごく助かっていると思うのです。あと、障害者が利用するということで、障害者の専門というか、知識を持っている方が対応されているということでしょうか。

○市長（小池清彦君） 当然そうです。平成園に勤めている人たちは、平成園には身体健全な人が入っているわけじゃないわけです。同じことです。だから、老人の面倒は見れるが、老人でない障害者の面倒は見れないとか、知的障害の人の面倒は見れないとか、そういうことではないです。

○2番（藤田明美君） 面倒を見れないということではないでしょうけれども、やっぱり知的障害の特性をちゃんと理解している方がスタッフとしていられたほうがいいのかと思います。実際にいられるのであれば私はそれでいいと思いますが。

○市長（小池清彦君） 市長答弁は、そういう人はいますという答弁に当然なります。

○2番（藤田明美君） はい、わかりました。それはわかりました。いらっしゃるということで、はい、わかりました。

これで大体質問を終わらせていただきたいと思いますのですけれども……（「やめるの。思うのって……」と呼ぶ者あり）はい。（市長小池清彦君「そんな冷たいこと言っちゃだめですよ」と呼ぶ）（「言いたいこと全部言ったほうがいいよ」と呼ぶ者あり）（市長小池清彦君「あなたの後ろに大勢の方々が心配して見ておられるんだから。加茂市の最優先課題ですから」と呼ぶ）市長が最優先課題とおっしゃっているわけですので、まず雪椿の舎のほうのバックアップを本当にしていただきたいということと、今加茂市でも、本当に周りの市町村でも足りなくなっているというのは事実でありまして、そこはもっとよく調査していただきたいなというふうには思います。今まだ断られている方いらっしゃらないかもしれないのですが、加茂市の方はお断りとされる可能性もあるわけですが、それ実際聞いていただきたいなというふうに思っています。それで、加茂市の障害者の方が安心して加茂市で暮らせるように、本当に努力していただきたいなというふうに思ってこれで終わります。どうもありがとうございました。

○市長（小池清彦君） 加茂市の方が全部加茂市の施設でという、今全国がそういう体系になっていませんで、裏を返せば加茂市の人入れてはいかんよと、そんなことも言わない体制になっていますので、そういう心配は全くないということであります。ただ、全体としての収容力は足りないのだということなら、これは国の大責任です。国の大責任であり、県の大責任。県というのは余り大した権限持っていないからあれなのですが、国の大責任なのです。加茂市だけの責任じゃないのですよ、それは。したがって、そのときは、そういう状況になってくれば、私は全国市長会を通じて国に全く足りませんぞと、

現実には、しっかりお願いしますよということはおりますが、国全体として見るならば地域によって物すごい差があるわけです。

一番情けないのは東京都なわけです。東京都は、もう特別養護老人ホームがほとんどないのですから。特別養護老人ホームがほとんどないということは、普通の人、それからさらに要するに収入の少ない人は入るところ、行くところがないのです。特別養護老人ホームのいいところは、収入に応じて払えばいいということなのです。したがって、収入がほとんどない人はほとんど払わなくていいということなのです。そうしてちゃんと介護を受けられるというのが特別養護老人ホームのいいところなのです。東京都はそれが非常に少ないから、この間、何年か前だったな。テレビ見ていましたらひどいのです。（何事か呼ぶ者あり）いやいや、今大事なことです。ひどいので、みんなどんなところ入れられているかということ、山谷のドヤ街の簡易ホームみたいなところへ入れられているのです。それが東京都の姿なのです。それに比べて我々地方は、非常に有利な立場にあります。したがって、障害を持った方と老人も含めてこの支援の体制というものは、東京都は最低、こっちの越後のほうは非常にそれに比べればいい状況にある、そういうことであります。

○議長（森山一理君） これにて藤田明美君の一般質問は終了しました。

2時20分まで休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（森山一理君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（森山一理君） 6番、浅野一明君。

〔6番 浅野一明君 登壇〕

○6番（浅野一明君） 皆さん、こんにちは。大志の会の浅野一明です。6月定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。早速ですが、私のほうからは3つの事項について質問させていただきます。

まず、1つ目です。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の基礎調査の県による公表を受けた今後の対応についてです。本年の5月25日、加茂市内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の新潟県による基礎調査の結果が公表されました。これに対し市長は、即日談話を発表し、公表に至る経緯と加茂市独自で県の基礎調査の点検を行うことを明らかにされました。国土交通省のホームページなどでも土砂災害防止法の目的に土砂災害の危険性のある地域を指定して住宅等の新規立地を抑制することや既存住宅の移転促進等を行うことが含まれていることが示されております。そのため、制度上警戒区域等の指定を受けた地域では既存の土地、建物等の所有者に財産利用についての制限が加えられることとなっており、指定を受けた地域の住民には不利益が大きくなることも予想されます。県の基礎調査結果について加茂市で点検を行うとのことですが、基礎調査であっても市民生活に不利益のないよう慎重に行っていただきたいと思います。財産の利用制限を設ける一方で、土砂災害防止法は土砂災害警戒区域の指定がなされた場合に警戒避難体制の整備等を行うべきことを市町村に対して求めております。土砂災害に関する住民への情報の伝達方法や予報、警報の伝達方法の確立、さらには土砂災害が予

想される場合の安全な避難場所の周知などは生命の危険に直結するものですので、警戒区域の指定の有無にかかわらず十分に行っていただきたいと考えます。以上のような観点から質問いたします。

(1) 番として、警戒区域、特別警戒区域に指定された場合に、既存住宅の移転への一部補助以外に住宅改修等への国や県からの補助はあるのでしょうか。

(2) 番として、警戒区域等の指定の有無にかかわらず、基礎調査で土砂災害のおそれが指摘された地域については、避難情報の提供方法など避難体制を明確にする必要があると考えます。これを基礎調査の点検と同時に進めていただきたいと思います。これについて市長の見解をお聞かせください。

質問事項の2番目といたしまして、都市計画道路下条陣ヶ峰線及び中興野線の整備についてお尋ねいたします。本年度は、下条矢立境線の改良や新福島線の設計が予算化されており、私も下条に住む者の一人として非常にありがたいと感じております。そのような中で、さらに道路整備の質問で私も恐縮なのですが、表題の2路線については地域の方の期待も大きいので、今後の整備方針についてお尋ねいたします。

まず、下条陣ヶ峰線については、昭和17年4月23日に当初の計画決定がなされ、平成8年2月16日に最終決定がなされております。現状は、完成率が64.5%。加茂川沿いの石川公園のある交差点から加茂高校の脇を通過して下条矢立境線との交差点までが完成しており、加茂川を渡って陣ヶ峰に至る部分と下条川に至ってこれを渡る橋の部分が未着手となっております。

毎朝の通勤時間を見ますと、三条方面から既存の国道403号線を加茂市内に向けて走る車が下条川を渡った柳町の交差点付近を先頭に渋滞し、長いときにはファッションセンターしまむらさん付近まで渋滞の列が続きます。下条陣ヶ峰線の下条川を渡る部分が完成すれば渋滞の手前から直接市街地に入ることができ、このような毎朝の渋滞も緩和されるものと思います。

現在、国道403号線のバイパス工事も進んでおり、この完成状況によって交通量なども変わってくるのかもしれませんが、長い間計画のままとなっている下条陣ヶ峰線の今後の整備方針と、あわせてこれと接続する中興野線の今後の見通しをお聞かせください。

最後、質問事項の3つ目といたしまして、加茂市の伝統と文化について「日本遺産」への認定を目指してはどうかという1つの御提案です。これにつきまして、文化庁のホームページによりますと、「日本遺産(Japan Heritage)」は地域の歴史的魅力度や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として文化庁が認定するもの」とされており、「ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています」、このように説明されております。

平成27年度から認定が始まり、平成28年度までに全国で37のストーリーが認定を受けており、新潟県内では火焰型土器と雪国の文化を主題に複数の市町で認定を受けている例が1件あります。

加茂は古くから北越の小京都と呼ばれ、その歴史と伝統はほかの地域に引けをとるものではありません。先月、今月、5月、6月の御神幸の行列を初め、江戸時代初期から続くと言われる六斎市、そのほか有形、無形の文化財を数え上げれば枚挙にいとまがありません。

このような加茂市にあって、その文化的な現状を見ますと、小京都を意識した新町の雁木通りの整備も間もなく完成し、商店街全体の道路拡幅事業が一応の完成を見ることになります。加茂市史の編さん

も進み、通史編に入ってこちらも間もなく完成することとなるでしょう。市として伝統芸能の保護に力を入れてきたほか、加茂和紙の技術保存にも努め、賀茂次郎義綱公の墓所の整備も行いました。

加茂市自然環境保護条例などによって、これまで自然環境や歴史環境の保全に努めてきた加茂市として、この機会に北越の小京都としてのストーリーを一つにまとめて、加茂市単独で日本遺産への認定を目指してはいかがでしょうか。市民の皆様が加茂市民であることに大きな誇りを実感できれば皆様の幸福にもなりますし、その自信が加茂市全体のさらなる発展にもつながるものと考えます。加茂市の歴史と文化、自然環境などが日本遺産に認定されるようにしていただきたいと思いますと考えますが、これについて市長の見解をお聞かせ願います。

以上、壇上よりの質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○市長（小池清彦君） 答弁させていただきます。座って失礼させていただきます。

初めに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の基礎調査の県による公表を受けた今後の対応についてであります。平成26年8月の広島市での大規模な土砂災害により、国は土砂災害防止法を改正し、急傾斜地、土石流、地すべりについて、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を都道府県が定めて基礎調査結果を公表することといたしました。

新潟県では、泉田知事さんが基礎調査結果は必ず関係市町村長の同意を得てから公表するように指示されました。新潟県では、平成27年2月12日、各市町村長が同意したものを公表いたしました。県は加茂市に、急傾斜地56カ所、土石流30カ所、合わせて86カ所の基礎調査結果を提示してきました。しかし、県の場合はコンサルタントに委託してつくらせたものをそのまま伝えてきたもので、急傾斜地については正確を欠く部分がありました。

また、土石流については、それぞれの谷の最大発生予測土量が1,000立方メートルか2,000立方メートル程度の少ないものであるにもかかわらず、1,000立方メートルというところで、10メートル、10メートル、10メートルの立方体にすぎませんので、大したものじゃないのです。2,000立方メートルというところで、恐らく12、3メートル、12、3メートル、12、3メートルのようなものだと思うのです。その程度の、しかも出てくる土量が100立方メートルとかそんなのであっても全部1,000立方メートルに換算しなさいと。これはいいです。物すごく雨が降ったときに、ふだんは50立方メートルであっても1,000立方メートルと換算する、それはいいと思うのですが、ただそれでも1,000立方メートルなんかいうところでほんのちょっとしたものにすぎないのでございます。そういう少ないものであるにもかかわらず、下のほうに向かって60度で開く、そして勾配が2度なんていうたらほとんど平地と同じですが、勾配が2度になるまでどこまでも土石流が流れ下ることとし、家屋の存在も、途中にある川や丘の存在も無視したものとしたため、現実には起こり得るとは到底思えない荒唐無稽な規模の土石流が発生することになっておりました。

そこで、私は県に対し、県と加茂市が共同で精査する必要があると伝えました。そういう指摘したのは私だけだったですから、県当局は「加茂市長の指摘はありがたい」とおっしゃり、それから共同の精査検討作業が始まりました。加茂市は合計86カ所の全てについて現地調査と検討を行い、急傾斜地56カ所のうち、妥当でない約20カ所を指摘しました。土石流30カ所は、これはもう根拠が明確でなくて、多くが常識の範囲をはるかに超えた広大なものでありましたので、とても同意することができ

ず、県当局もちょっと手がつけられない状況でして、何しろコンサルタントは責任を逃れるために、とんでもない広い範囲をやっておけば責任逃れられますから、そういうもので、そこで県当局は、土石流については改めて県当局がもう一遍精査し、検討しますと、その結果を加茂市にお知らせしますから、その後一緒に検討しましょうということになったのでありました。

その結果、急傾斜地につきましては、県当局も改めて現地調査をされまして、加茂市と意見が合致して、56カ所のうち21カ所を修正しまして、そして平成28年10月21日、基礎調査の結果として公表されたわけであります。

この公表に先立ちまして、私は平成28年10月17日付で泉田県知事宛てに「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果の公表について」という表題でこういう文書を出したわけがあります。すなわち「標記について、貴台の急傾斜地に係る修正案の公表に同意します」、急傾斜地については両方の意見合致するところへ修正しましたので、同意します。「なお、土石流については、さらに検討する必要があると考えます。また、この修正案中の土砂災害特別警戒区域を指定する場合は、建物を改築するとき傾斜地側に壁を建てたり、特定開発行為の許可を受けたりしなければならず、地価の下落等も起こり、寺院、料亭、その他の当事者にとって大きな不都合を生ずることになるおそれがあります。土砂災害警戒区域を指定する場合は、地価の下落等」、この特別警戒区域でないほうですね。イエローゾーンを指定する場合、それでも「地価の下落等の不都合を生ずるおそれがあります。このたびの公表により、当事者は危険を承知することになり、それで法の目的は十分達せられたと考えますので、貴台におかれましては、この案を公表するにとどめ、指定することはなさらぬよう、衷心よりお願い申し上げます」、公表でもういいですと、指定するといろいろ問題が起きるから、本人たちはもうよくわかっていることなのだから、指定することはなさらないようにお願いしますと、そういう文書をもってお願いしたところであります。

その後、県は、平成28年12月8日と15日、すなわち去年暮れの12月8日と15日付で、今度は新しいのを出してきたのです。今までの86カ所は、住宅密集地を中心に出してきたのだ。今度はそれ以外の地域、だからもう七谷の奥のほうまで、下条の奥のほうまでです。合わせて急傾斜地109カ所、土石流107カ所、地すべり4カ所、合計で何と220カ所の基礎調査結果を去年の暮れに提示してきました。

これはもう時期的に厳寒、降雪期で、しかもその対象となる地域というのは加茂市の中の豪雪地帯ですから、そこでありましたので、当方は人命の危険もあることから、とても調査に入れるものではなく、6月ごろになったら前回と同様に現地調査を行うしかないと考えておりましたところ、去る5月17日、県は「今回の220カ所と前回の土石流30カ所、合わせて250カ所の基礎調査結果を5月25日に公表する」と通告してきました。前回の土石流30カ所については、あの荒唐無稽な30カ所については県が全てを改めて検討し直すことになって、県当局が後日検討結果を加茂市に示し、その後一緒に検討することになっておりましたのを、県ともあろうものが約束を破り、30カ所のうち4カ所のみを修正して、一方的に公表してしまいました。その4カ所は前よりもシュリンクしたものではありませんけれども、なおなお不十分なものでありますが、4カ所以外は修正していない。それを一方的に公表してしまいました。

去る5月25日、県は今回の220カ所と前回の土石流30カ所、合わせて250カ所の基礎調査結

果を一方的に公表しました。

そこで、公表の3日前の5月22日に私は米山知事にお会いして、前知事は市町村長の同意を得てから公表することにされ、米山知事は市町村長の意見をよく聞いて県政をやると言っておきながら早速その公約を破るとは何事かと抗議いたしました。直接会って抗議したわけであります。

これに対し米山知事は、まず第1、基礎調査の結果の公表については、法律、すなわち土砂災害防止法ですが、法律上市町村長の同意は必要ない。2番目、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を今度は公表の後、指定するときは、市町村長の意見を聞くことになっているだけで、これは同意ではない。それから、3番目、出水期が迫っているとのまことに法匪的、非民主的、独裁的なお答えでありました。法匪的というのは法の匪賊です。法を盾にとって民衆を苦しめる、これを法匪と言うわけでありますが、まことに法匪的、非民主的、独裁的なお答えでありました。

そこで私は、知事さんが職権を強行して公表されるのであれば、「加茂市は、前回同様1カ所ずつ点検して、妥当でないところは指摘します。その結果、妥当でないところが出たら、そこは調査結果を修正されますか」と尋ねました。これに対し知事さんは、「そのときは修正します」とお答えになりました。とにかく法律一辺倒主義者らしいので、そのときは「修正します」とあっさりお答えになりました。

なお、県が公表した5月25日に、私は先般皆様に差し上げた談話を発表したところであります。これは、近いうちに広報かもで加茂市民の皆様にも差し上げる予定であります。この私の談話は、新潟県選出の国会議員全員、米山知事を初め副知事、関係の県の部課長全員、それから新潟県議会議員全員、県内市町村長全員、加茂市議会議員の皆様全員、加茂市監査委員に送付いたしました。

そこで、御質問の第1点目の警戒区域、特別警戒区域に指定された場合に、既存住宅の移転への一部補助以外に住宅改修等への国や県からの補助はあるかとのことについてであります。国土交通省では、社会資本整備総合交付金または防災・安全交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業におきまして、土砂災害防止法第9条に基づき、都道府県知事によって指定された土砂災害特別警戒区域内の既存建築物に対して住宅移転への支援と住宅改修への支援を補助事業として実施しております。

なお、防災・安全交付金とは、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や事前防災、減災対策の取り組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設されたものであります。

まず、住宅移転への支援に関する補助制度についてであります。がけ地近接等危険住宅移転事業によりまして、危険住宅の除却等に要する費用と危険住宅にかわる住宅の建設あるいは購入に要する費用の一部を補助するものであります。補助対象限度額は、既存住宅の除却にあつては80万2,000円、新たな住宅の建設または取得にあつては、住宅の建設等のため金融機関等から融資を受けた借入金の利子相当額を対象として319万円、土地の取得にあつては96万円となり、それらの合計は495万2,000円であります。そのうち、国は2分の1の247万6,000円、県と市がそれぞれ4分の1の123万8,000円を負担することになります。なお、補助対象限度額を超過した費用につきましては、全て危険住宅所有者の負担となります。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業の利用に当たっては、市が事業主体となって移転事業を実施しようとする地区ごとに対象となる危険住宅の戸数や危険住宅の移転方法及び移転費用の概要、移転計画及び跡地計画から成る事業計画を策定しなければならないことから、計画の策定においても地元での合

意形成や各危険住宅所有者との調整等、多大な時間を要することが見込まれます。

次に、住宅改修への支援に関する補助制度についてであります。今度は住宅の改修のほう。平成26年度補正予算において、国の創設された住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業によりまして、対象となる既存建築物に想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリートづくりの外壁や擁壁等を設ける費用の一部を補助するものであります。補助対象限度額は、1棟につき330万円です。そのうち、国と市の負担がそれぞれ11.5%の37万9,500円であり、残りの77%の254万1,000円と補助対象限度額を超える経費については、全て建築物所有者の負担となります。だから、対象は330万円なのですが、国からそのうち37万9,500円、市から37万9,500円出るだけであるということでありまして。

前回の急傾斜地56カ所の中で、土砂災害特別警戒区域とされる範囲には約230棟の住宅などがあり、これら全てに補助をすることになりますと、市の負担分は、がけ地近接等危険住宅移転事業の場合で約2億8,470万円。随分な額に一緒に集まるとなりますね。住宅・建築物の土砂災害対象改修に関する事業の場合は、約8,730万円となります。

なお、補助金以外の有利な融資として、特別警戒区域内に居室を有する者に対して土砂災害防止法に基づく知事からの移転等の勧告を受けた場合に、独立行政法人住宅金融支援機構法で災害予防代替建築物とされ、同機構の地すべり等関連住宅融資の該当となります。融資の内容は、勧告、命令の日から2年以内に御自分が居住するために住宅を移転、建設または購入する方に対して、移転、建設の場合の融資限度額は移転、建設に2,160万円、土地取得に970万円、購入の場合の融資限度額は土地取得を含めて3,130万円で、最新の金利では移転、建設、購入は0.9%、宅地防災工事融資で0.66%となっていて、低金利で融資を受けることができます。要するに低金利で融資を受けることができます。そんな状態ではありますが、押しなべて言えばそれほど多額の金があるわけではないと思っています。ただ、それ本当にやった場合に市の負担は極めて大きなものになる可能性があるということです。

次に、避難体制を明確にとのことです。このたびの基礎調査の点検につきましては、市として淡々と実施し、修正すべき点があれば県に修正を申し入れていくというだけのものです。基礎調査が公表をされたから避難情報の提供方法などが変わるというものではありません。いざ災害となれば、私どもは市民の皆様へさまざまな手段で、さまざまな注意喚起を、期を失せず臨機応変に行ってまいります。特にこれから梅雨時の出水期を迎えますが、中央指揮所での情報収集により的確に判断して、直ちに指示を出していくという近年の加茂市のやり方でやります。そして、いざというときは、平成23年の7.29水害のときの対応のように、スクールバス30台をドライバーとともに待機させ、適切な避難指示を出し、所要の数のバスを出してそれぞれのバスに市の職員1人と地元の消防団員がついて、「まずもって自分の車で避難してください。そうしない人は、この車に乗ってください」と言って回るという対応をとっていくというものであります。

そこで、さっきも申し上げましたが、この私の談話が紙面に出了ものですから、NHKの解説委員の松本解説委員がわざわざ私のところまでおいでになりまして、あなたのほうの論旨を聞きたいということとよく説明申し上げました。2日間にわたって加茂におられまして、その中で非常に興味を示されたのが、いや、もちろん県のこの法律の問題点、これも相当よく理解されて、山重さんへ行かれて、山重

さんに 1 時間ぐらいおられました。要するに山重さんは、山側の庭がその山重さんたるうたい文句になっているわけです。ところが、今度建てかえることになるとう山側は全部壁で覆われてしまいます。山側は全部壁で覆われてしまって、山重さんでなくなってしまう。そうすると、はやらなくなるかもしれないということがあります。非常にそれに興味を示されて、山重さんに 1 時間ぐらいおられて、盛んに写真を撮られて、自分で撮って、それをこの間の「持論公論」で発表されて、随分山重さんの庭が出てきました。山重さんは、指定していただいては困りますと。そうすると全部壁になって、全く山重さんでなくなっちゃうので、困りますというふうにおっしゃったということをおられました。

あと、お寺様でもそうです。大昌寺様、それから耕泰寺様、それから本量寺様が対象になります。そうすると、今度お寺を建てかえたりするときはみんな山側を壁にしなきゃならなくなって、大きな壁を建てなきゃならなくなりますので、日本建築としての、寺院としてのたたずまいがおかしくなります。これは、京都なんかでも同じことが起きるのです。だから、基礎調査結果を公表する分にはまあいいですけれども、指定までするとそういう大変なことになるので、私はやっぱり公表してもらって指定はしないと。ただ、指定してもらいたい人は申し出て指定してもらおうと、そういうやり方がいいのじゃないかなと思うのですけれども、その辺のところも問題があるという松本解説委員は「持論公論」で言うておられたわけでありす。

次に、都市計画道路下条陣ヶ峰線及び中興野線の整備についてであります。最初に申し上げますが、都市計画道路下条陣ヶ峰線というのは、いわゆる私の着任する前に、当時市の事業といえはもう道をつくることだったのです。福祉ではなかったのです。私が市長になってから、もう世間一般には道路、道路だったです。それを私が福祉のまちと言うたら、間もなく、それから半年後だったです。NHKが福祉、福祉と言い出して、今度は福祉、福祉、全国福祉、福祉になりましたが、6 カ月先んじたばかりにいろいろな面で加茂市がみんな先手、先手といけたものですから、日本一の福祉のまちになることができたわけでありす。この下条陣ヶ峰線というのはその前の話なので、とにかく道路、道路の時代のこれ産物なのであります。その後、今度は 4 0 3 号線バイパスができ上がってきて、千代橋もできて、そこを渡って立派な道路が、立派な新しい 4 0 3 号線と言っていいいものができたわけです。そういう関連で、下条陣ヶ峰線をわざわざこれから 1 0 億もかけて、橋をかけて反対側に渡すということの優先順位が非常に落ちてしまったわけです。そういうことが一つあります。それは、下条陣ヶ峰線の加茂川を渡るほうです。

今度は下条川を渡るほうについては、あの橋は初め絶対必要だったのです。何のために必要かというとう、下条川を渡って向こう側に下水道をやるためには、下条陣ヶ峰線の橋をかけて、その橋に管をくっつけて、それで下条川の向こう側へ下水道を渡すと、こういう計画だったのです。そのために下条陣ヶ峰線の下条川を渡る橋は絶対必要だった。ところが、あるとき私に下水道課長が言うには、その必要はなくなりました、推進工法で川の下を通すことができますということになって、ああ、それはいいじゃないかということで下条川の下を下水道通してしまったのです。その結果、こっちから見ると下条川の向こう側に下水道が行ってしましまして、今その下条川を超えた向こう側はほとんど下水道が通ってしまったわけなのです。そういう面では、下条川に下条陣ヶ峰線の橋をかける必要はなくなってしまったということが一つあります。

それでは、これについてお答えいたしますが、まず初めに都市計画道路下条陣ヶ峰線についてであり

ます。都市計画道路下条陣ヶ峰線は、中興野地内の都市計画道路中興野線を起点として、これは中興野、すなわち横江住宅団地外れのカーブのところを起点としてあっちのほう、下条川を渡り、私が渡る必要が下水道のためにはなくなったというそこを渡って、株式会社アスコテック前で都市計画道路矢立境線と交差し、県立加茂高校の裏手を通り、今あっちからのこれ説明になっていますね。石川公園内の上手で加茂川を渡って、千刈 3 丁目地内の都市計画道路千刈線に至る延長 2,390 メートルの計画道路であります。計画道路幅員は、中興野線から矢立境線までが、幅が 14 メートル、車道 9 メートル、歩道 2.5 メートル両側であります。それから、矢立境線から加茂川左岸堤防までが 18 メートル、車道 11 メートル、歩道 3.5 メートル両側であります。加茂川左岸堤防から千刈線までが、幅が 16 メートル、車道 9 メートル、歩道 3.5 メートル両側であります。

下条陣ヶ峰線の整備状況としては、矢立境線から、すなわち昔でいえば丸五技研、今で言えばアスコテックのところを通っているあの下条矢立境線から石川公園脇の市道駅前加茂新田線との交差点までの区間、あの長い区間ですね。ずっと西加茂を通っていく区間は、整備済みであります。それから、今度は下条川を渡った向こうであります、中興野地内、これも整備済みであります。整備済み延長合わせて 1,542 メートル、整備率は 64.5 % となっております。

矢立境線から下条川左岸堤防の県道天神林上条線までの区間約 520 メートルは未整備であると。その丸五技研のところから下条川のほうへ行って、下条川左岸に県道天神林上条線が通っていますが、そこまでは 520 メートルは未整備となっているのですが、実は丸五技研の敷地の中は通せない。そこを通してしまうと丸五技研の敷地が分断されてしまう、アスコテックの敷地が分断されてしまいますので、今そこは通らずに、迂回する道がありますので、そこは迂回すると。そして、迂回していくという、今そういう腹づもりではあるのですが、何分にも下水道整備のためには今の区間は必要がないということになっているわけであります。その部分で市道芝野宮ノ浦線、すなわち芝野保育園前の通りから下条川右岸堤防までの用地は買収済みであります。

この区間を整備するには、下条川に橋をかけなければなりません。その橋は、今本来の重要な目的はもうなくなっているわけであります。橋の工事費で約 6 億円、道路工事費で約 4 億 5,000 万円、合わせて約 10 億 5,000 万円もの多額の事業費がかかる道路であります。また、石川公園沿いの市道駅前加茂新田線から今度川を渡って千刈線までの約 330 メートル区間の整備については、加茂川を渡る橋だけで約 10 億円以上は必要と思われます。橋をかけると 10 億円以上そこだけでかかるということでもあります。

次に、都市計画道路中興野線の今後の見通しについてであります。この中興野線は、結論的に申しますと 403 号バイパスとの関連でやがてこれは整備しなければならん場所であります。この都市計画道路、すなわち中興野線は、ここに地図（110 頁参照）をつけてありますので、ごらんいただきたいと思いますが、この都市計画道路は、下条地内のゆきつばきステーションロード 403 というガソリンスタンド、この国道 403 号から福島荒又線を経て国道 403 号バイパスに至る延長 1,530 メートル、道路幅員 16 メートル、この幅員は車道が 9 メートル、両側に歩道をそれぞれ 3.5 メートルであります、この道路であります。このうち、中興野住宅団地、すなわち横江住宅団地の外れまでの 440 メートル区間は完了済みでありまして、整備率は 28.8 % であります。残りの 1,090 メートル区間については、吉津川圃場整備事業で道路拡幅用地分 8,498.91 平方メートルは圃場整備の創設換地とし

て既に確保してありまして、市の土地開発基金で平成23年1月に取得いたしております。また、国道403号バイパスとの交差点手前付近、中興野線沿いには、3万502.90平方メートルを工業団地用地として宅地造成事業特別会計で圃場整備の創設換地を既に取得しております。

中興野(横江)住宅団地から国道403号バイパスまでの延長1,090メートル区間の道路整備費は、土地開発基金からの用地の買い戻しも含め、約6億6,000万円程度の多額の事業費が必要となります。

このため、今後の中興野線の道路整備は国道403号バイパスの進捗状況を見据えながら対応していくことになります。

この2路線の整備もありますが、この2路線というのは、今お尋ねの下条陣ヶ峰線と、それから中興野線、この整備もありますが、現在の国道403号の朝夕の交通渋滞を緩和する一番の方策は一刻も早い国道403号バイパスの全線開通であります。事業化されていない県道塚野目代官島線、すなわち景雲橋から来るあの道路から先、三条方面が全然事業化されていないわけです。私がもう早くしてくれ、早くしてくれと言うのですが、なぜか県はそれに手をつけようとしない。人によっては前に三条市のことで県が何か懲り懲りしたからだとか何とかそういう人までいますけれども、よく実際はわかりませんが、なぜか手をつけようとしますが、早期事業化による整備を早くしてもらいたいと思います。

このことから、県央土木振興会総会や国道403号線整備促進期成同盟会総会の席上におきまして、県当局に救命救急センター併設基幹病院への接続だけではなくて、その接続だけだと、三条の市長さんは専ら信濃川に橋をかけることに御執心ですけれども、それだけでなくて現在の国道403号の朝夕の交通渋滞、これはひどいものであります。その緩和の面からも、一刻も早く403号バイパスが、全線が開通するよう、大幅な予算づけと県道塚野目代官島線から先の計画を早急につくって整備していただきたい旨を私は強く要望してまいっているところであります。引き続き、国道403号バイパスが一刻も早く全線開通するよう、県及び関係機関に強く要望してまいりたいと思います。

次に、加茂市の伝統と文化について「日本遺産」への認定を目指してはどうかとの御提案であります。この目的は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化、伝統を語るストーリーを日本遺産として、そういう制度があるのです。文化庁が認定するというものであります。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力あふれる有形や無形のさまざまな文化財群を地域が主体となって総合的に整備、活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることです。

日本遺産につきましては、平成27年度から29年度にかけて全国で54件のストーリーが認定されております。全国で54件ですから、本当に少ない数でありまして、今都道府県数が1都1道2府43県か何かありますので、1県に1つぐらい、この日本遺産になっているのは。このうち、新潟県内の関係するものは、三条市、新潟市、長岡市、十日町市、津南町が申請した「「なんだ、コレは！」信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化」、こういう名前の日本遺産なのです。というものと、それから新潟県が山形県、北海道、青森県、秋田県、石川県、福井県と一緒に申請した「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」という2つのストーリーが認定されております。すなわち1つが火焰土器の関係、もう一つが北前船の関係、この2つのストーリーが認定されております。

認定によるメリットとしては、日本遺産魅力発信事業として、まず第1、情報発信、人材育成、2番、

普及啓発事業、3番、調査研究事業、4番、公開活用のための整備に対して補助金が受けられるなどがあります。

また、認定されるには、まず第1、単一の市町村でストーリーが完結する地域型が1つある、地域型。それから、複数の市町村にまたがってストーリーが展開するシリアル型の2種類があります。

そして、地域型の認定申請に当たっての条件として、歴史文化基本構想または歴史的風致維持向上計画のどちらかを策定するか、世界文化遺産一覧表記載案件または世界文化遺産暫定一覧表記載、候補案件を有する必要があります。

さらに、ストーリーを語る上で不可欠な文化財群の中に国の指定・選定文化財、すなわち国の指定文化財とか国の選定文化財を必ず1つは含めなければならないということになっておりまして、加茂市で何があるかということカモシカが国指定の特別天然記念物になっておりますので、国指定文化財なのですね、カモシカが。ストーリーの中に必ずそれを含むことが条件となります。

私は、もし可能ならば、小京都加茂市について日本遺産への認定を目指すのがよいと考えます。そのためには、必ず1つ含めなければならない国指定・選定文化財がカモシカではだめなので、小京都加茂市でそこに入っている文化財がカモシカではだめなので、加茂市内の神社、仏閣か古民家の少なくとも1つを国の指定・選定文化財にできるのかどうかの検討をまず行う必要があるというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○6番（浅野一明君） 市長、御答弁ありがとうございました。時間も短くなってしまいましたので、最後の日本遺産の件はぜひ御検討いただければと。せっかくの文化ですので、加茂市民が一つになれるような、誇れるようなもの1つできるといいかなというふうに思っております。

最初の土砂災害の警戒区域の件からちょっと再質問させていただくのですが、私この法律3年ぐらい前に一般質問でさせてもらっていて、非常に余りいい法律じゃないなと実際感じているところで、どうも危険なところには住むなという、何となくそういう姿勢が感じられる法律で、私余り納得がいているものではないのですけれども、今御答弁の中でまず指定されたときに市民の方の中でちょっと誤解されている方もおられて、指定を受けるとすごくその指定を受けた人にとって利益があるのじゃないかと、何か補助金がたくさん来るのじゃないかというふうに思われている面があって、その点広報かもとかでお知らせされる場合に、指定受けたときのメリットというのが余り少なくて、どちらかというと先ほどの補助金ありましたけれども、余り多額が出るものでもないし、かなり条件も厳しいので、指定されてもなかなか補助金出てこないのかなというふうなイメージもあるので、そういったところもぜひ市民の方にわかりやすく説明していただければなというふうに思います。

再質問なのですが、その避難経路についてなのですが、土砂災害が起きそうな場合にどの辺がやっぱり避難場所として適切かぐらいは先に市民の方々に教えていただければありがたいかなと。までもって車で逃げろというのもわかるのですが、車で逃げる場合にどこが場所が適切かというのがなかなかわからない地域もあると思うのです。例えば私下条川の向こう側、三条寄りのほう住んでいるのですが、下条川の向こう側は左岸側ですね。三条寄りのほうって公共施設大きなところないのです。そうした場合に、もし大雨が降って下条川氾濫しそうだと、そういった状況になったときに、自分ちの裏も崩れそうだし、どこに逃げようかとなるとなかなか逃げ場所が見当たらないというか、思い

つかないのです。そういった地域もあると思うので、地域ごとに、ここの地域では土石流起きそうなきはここが避難場所として適切だよという計画だけはいくらでもつくっていただきたいと思うのですが、計画というか、その避難場所をお知らせすることぐらいは先にお願ひしたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○市長（小池清彦君） その点については、土砂災害警戒区域、また特別警戒区域に指定されると加茂市はいろんなそういう計画をつくることになるのです。それで、松本解説委員にも聞かれたのですが、私の言うように公表だけにしておいて、そうすればもうそれぞれ自分のところの危険度わかるのだから、もっとも土石流なんていうのは加茂のあれ公表されたら今加茂市の中で何か物笑いの種みたいになっていますが、何でうちが土石流にやられるのだなんていうことでみんな何かげんなり顔していますが、それは別として指定されると加茂市がいろんなことをやることになるのです。それで私が言うたのは、指定はしなくても指定されたと同じだけのことは加茂市はやりますと。だから、公表された段階で指定されたと同じことを加茂市はやりますと。だから、いろいろ計画つくるのであれば、それはつくりますということを申し上げております。それはそうなのですが、どこへ逃げたらいいかは市民お一人お一人の方々のほうが加茂市よりよく知っているのですよ、実際は。もう小さな道までみんな知っておられますから、どういうふうに逃げて、どうしようかということは、それぞれの方のほうがよく知っているわけです。

そういう中で加茂市としても計画をつくることになりますが、そういうことで加茂市が計画をつくらないと逃げようがないということではないのですが、ところが今おっしゃったように、いや、うちの近くには避難していく場所がないよと、あるいは早く避難しないと下条川あふれたらもうひどいことになるよというところがあるとしたら、そこはもうただ1つ、いざというときより前に早く避難指示出して、もうまずもって御自分の車で避難してくださいと、そうでないときはこのバスに乗ってくださいと言って加茂市がスクールバスを出して、この前避難指示出したときは30台のスクールバスの中で、約10台で済みましたが、それを出して一斉に加茂市がお連れして避難させるというやり方でやることになります。いずれにしても、加茂市は正直に言うべきだと思います。あなたの近くには避難する場所ありませんよと、だからもう御自分の車で、加茂市の避難場所ここここありますからそこまで逃げてくださいますと、そういう言い方になるだろうと。全く現実的なことを加茂市としては申し上げるということになると思います。

○議長（森山一理君） 6番、浅野一明君、あと4分です。

○6番（浅野一明君） 加茂市としては、その指定をされようがされまいが、されないとしてもそれに見合う程度の対応をするということなので、今御答弁いただいたような内容を市民の皆様というか、危険性のある地域の方にはお知らせ願えればなというふうに思います。

その点は以上にさせてもらいまして、あと道路の件なのですが、下条陣ヶ峰線と中興野線整備しないということではないけれども、基本的にはお金が膨大にかかるもので、今の整備の順位としては若干低いかなというふうな御答弁だったかなというふうに思うのですが、さっきのお話の中で……

○市長（小池清彦君） そうなのですが、特に下条陣ヶ峰線についてはちょっと加茂川に橋をかけて、千刈まで来ると、今千代橋もできたじゃないですかということなのですが、中興野線はちょっと状況違いまして、これは403号バイパスが下条川を渡って先へ行ったときには、どうしてもあの道路、いわゆ

る市道荒又線ですが、もう土地は買ってありますから、そこは整備しなければならなくなります。ただし、まさにおっしゃいましたように、ほかの事業との兼ね合い、優先順位がありますので、第四平成園もつくらなければならないし、安武議員からきのう御指摘あったような加茂駅にエレベーターもつけなきゃならんし、いろいろなことをしなければならない。小中学校の耐震化もやらなきゃならない。そういう中で、時間的にはかかるうとも少しずつでもやっていく必要はある、そういうふうに思っております。

○議長（森山一理君） 6 番、浅野一明君、あと 2 分。

○6 番（浅野一明君） 1 つだけ先ほどの御答弁の中で、アスコテックさんの土地の部分が今あの敷地ど真ん中を何か通るような形になっているのだけれども、その部分は迂回路をとるような方法もあり得ますということなのでしょうか。

○市長（小池清彦君） そこはもう当時から私のほうは加茂市にとって重要産業でありますアスコテックさんの敷地の中を通った場合に、いわゆる両方にアスコテックさんの工場の建物がなってしまうので、アスコテックさんが非常にお困りにもうなる状況なので、あそこはどうしても迂回しなければならないと考えまして、見たところやっぱり迂回路あるので、そこは迂回路を通るべきであるというふうに当時から考えております。

○6 番（浅野一明君） 最後になりますが、今 4 0 3 号線のバイパスの工事も進んでいますので、その進捗状況も見ながらまた整備の見通しを立てていただければなというふうに思います。

私の一般質問以上で終わります。

○市長（小池清彦君） ただいまの下条陣ヶ峰線と特に中興野線については、非常に重要な御指摘だと思っております。

○議長（森山一理君） これにて浅野一明君の一般質問は終了しました。

3 時 4 0 分まで休憩いたします。

午後 3 時 2 0 分 休憩

午後 3 時 4 0 分 開議

○議長（森山一理君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（森山一理君） 5 番、大平一貴君。

〔5 番 大平一貴君 登壇〕

○5 番（大平一貴君） お待たせしました。Y O 1 9 9 8 の大平一貴です。1, 9 9 8 票、1, 9 9 8 人の負託に応えるために下期 2 年間頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。加茂市 6 月定例会に当たりまして、土砂災害基礎調査の公表、観光政策、受動喫煙防止条例について一般質問させていただきます。

最初に、土砂災害基礎調査の公表についてお伺いいたします。5 月 2 5 日に市長から、基礎調査に対する談話をいただきました。また、2 0 1 4 年 9 月議会でこの件の一般質問が多くあり、その際の質問、答弁を参考に行わせていただきます。

1、基礎調査を3カ月程度で検討するとありますが、今回の220カ所全てを検討することによろしいでしょうか。

2、公表までに3カ月ということによろしいでしょうか。これは、加茂市が修正を加えたものをということですか。

3、前回の急傾斜地56カ所を調査し、21カ所修正されましたが、県と市の調査方法の違いと修正事項はどのようなものでしたでしょうか。

4、最終的になったら各戸に配布するとしていましたが、今回の調査結果を各戸に配布するのはいつごろでしょうか。

5、土石流については、大幹部会議を開き、おかしなことを指摘するとしていましたが、その後の状況はいかがでしょう。

次に、観光政策についてお伺いいたします。ことしのゴールデンウィークは、各テレビ局で加茂市の観光地、お店が紹介され、多くの観光客に来ていただくことができました。実際にどれぐらいの効果があつたのか、お伺いいたします。

5月全員協議会では、市長も観光客が多かったことを認識されており、喜んでいたように見えていますが、改めてどのように思われたのか、お伺いいたします。

加茂市には、加茂山公園、冬鳥越スキージャーデン、粟ヶ岳県民休養地、下条ダム等観光地が多くありますが、年間どれぐらいの費用をかけているのか、また観光地を整備する目的をお伺いいたします。

最後に、受動喫煙防止についてお伺いいたします。2010年に日本で最初の罰則付きの受動喫煙防止条例が当時の神奈川県知事であった松沢成文現参議院議員によって制定されました。内容としては、屋内施設を学校、病院等の第1種施設、ホテル、飲食店等の第2種施設の2つに分け、第1種は全面禁煙に、第2種は禁煙または分煙を選択できるものでした。世界基準からすれば不十分な内容ですが、受動喫煙の防止が一步前進しました。しかし、その後の全国的な広がりや進展は少なく、結果、世界保健機構（WHO）の4段階評価において、日本の喫煙環境は最低レベルに分類されています。

このたび、東京オリンピック開催に向けて受動喫煙の問題が検討されていましたが、受動喫煙の防止対策強化を盛り込んだ健康増進法改正案は、厚生労働省と自民党の間で溝が埋まらず、今国会では残念ながら成立しませんでした。

厚生労働省案と自民党案の違いは、飲食店の取り扱いでした。厚生労働省案は、飲食店を食堂、居酒屋とバー、スナックの2つに分け、食堂、居酒屋は原則禁煙で、喫煙専用室設置を認める。バー、スナックは床面積を30平方メートル超と以下に分け、30平方メートル超は食堂、居酒屋と同じく原則禁煙で、喫煙専用室設置を認める。30平方メートル以下は喫煙可とするものです。自民党案は、飲食店の分類を一くくりにして、100平方メートル超は原則禁煙で喫煙専用室設置を認める、100平方メートル以下は禁煙、喫煙の表示をするものです。

これに対し日本医師会は、受動喫煙によって年間約1万5,000人が死亡しているので、受動喫煙を防止するためには喫煙室を設置するのではなくて、屋内全面禁煙が必要であること。喫煙室の設置が難しいことを理由に飲食店の規模によって例外を認めるかが焦点となっていることについては、全ての飲食店を全面禁煙とし、喫煙スペースを設けないことにより利用者の受動喫煙を防止でき、さらに店舗の物理的な問題や費用の問題が解決するとして、あくまでも一律の規制を求めています。

さらに、分煙では従業員が受動喫煙にさらされ、特に若い女性が受動喫煙の影響を受けることで不妊や低出生体重児、出生後の乳幼児突然死症候群など、本人だけではなく、胎児や乳幼児への影響も懸念しています。「日本の受動喫煙防止対策は世界で最低レベルであり、例外規定を設けることはグローバル化が進む中で非常識なこととなる」と述べ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに国際水準の受動喫煙防止法や条例の制定が不可欠であるとしています。世界保健機関の調査でも、スペインでレストランやバーを分煙にした結果、受動喫煙の数値が余り改善されなかったことから、「部分的禁煙は効果がなく、受動喫煙を防ぐことはできない」としています。

私は、たばこの害を知った上で吸うか吸わないか個人が判断すればよいのですが、吸わない判断をしている人、未成年、病気の方や妊産婦が、職場、飲食店、屋外の公共の場、そして家庭において受動喫煙することを防止しなければならないと思います。屋内全面禁煙でなければ、よほど厳格な嫌煙者でもない限り、上司や取引先、親族や友人とのつき合いを優先せざるを得ないこともあり、望んでいなかった受動喫煙が起きてしまいます。

さらに、厚生労働省案、自民党案ともに公道等屋外での規制強化が盛り込まれておらず、不十分だと思います。加茂市では、祭りやイベントの際に子供が遊んでいる近くで飲酒とともに喫煙している様子を見ることがあります。このことは受動喫煙だけではなく、たばこの火が子供の顔の近くにあるため、やけどする可能性があり、危険だと思います。

以上、受動喫煙の防止に対し私の考えを述べましたが、ここまで言っただけなのですが、加茂市でとれる現実的な選択肢としては、飲食店での禁煙、喫煙の表示、そして公道で喫煙場所を設置し、そこ以外での禁煙をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

受動喫煙防止に関しては国会で結論が出せなかったため、オリンピックが開催される東京都の都議選挙では各政党が受動喫煙防止の政策を掲げ、引き続き議論が行われております。オリンピック選手団招致を予定している加茂市ではどのような受動喫煙防止対策をお考えか、お伺いいたします。

また、加茂市職員は、勤務中喫煙が認められています。喫煙場所は職場と別の場所になっていますので、一時的に職務を離れることになります。ノーワーク・ノーペイの原則、職務専念義務違反とまでは言いませんが、吸わない人が仕事を離れないことを考えると節度ある対応が必要だと思います。

横浜市は、副市長名で勤務中喫煙減を通知しました。その内容は、「市民から厳しい目が向けられており、公務員としての自覚ある行動が求められている。喫煙時間が長くなれば、職務専念義務や業務効率性の面から問題となる可能性がある」というものです。加茂市でも横浜市のようなことをすべきだと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終え、再質問は自席にて行います。ありがとうございました。

○市長（小池清彦君） 答弁させていただきます。座って失礼させていただきます。

初めに、土砂災害基礎調査の公表関連であります。御質問の第1点目の基礎調査を3カ月程度で検討するとあるが、今回の220カ所全てを検討することによってよろしいかとのことについてであります。3カ月と言ったのは、米山知事に、加茂市がみずから点検するのに3カ月いただきたいと言ったのであります。あのときの状況から見ますと、余り長い期間過ぎると向こうが優位に立ちそうな感じだったので、3カ月くれと。そのかわり3カ月でいいと言ったら、これ死に物狂いだったと思いますよ、全部で250カ所ですから。3カ月で250カ所見るのですから、もう1日何カ所見たらいいのだと、こうい

うことでございますので、そうは思いましたが、3カ月と言わないとこっちはたから見て向こうが優位に立ってもまずいと思ひまして、3カ月と言うたのであります。しかし、米山知事がこれを拒否されましたので、御破算となりました。そこで、談話発表の記者会見でもまた聞かれました。そのときは、一応年内を目安とすると申し上げました。

急傾斜地、土石流、地すべりとでは現地調査する観点がそれぞれ異なりますので、まずは今回公表された急傾斜地109カ所を対象に、現地調査のための図面や体制を整えて、6月5日から現地調査を行っております。6月16日現在で、急傾斜地97カ所の現地での調査を終えております。

何でこんな早く終わったかという、いろんな経緯から事態が緊迫してきたわけです。それで、記者会見で私が年内を目安と言ったものだから、事務方もこれは大変だということで、班を4つつくったのです。今度は総務課も乗り出してきて、我々も一緒にやると言い出したというか、言って、総務課で2班、建設課で2班、4班つくってやったものですから、それで6月16日現在で6月5日から初めて、急傾斜地97カ所の現地での調査を終えております。

急傾斜地は割合楽なのです。問題は土石流でございまして、私が言うていましては余り無理して谷の奥まで行くなと。熊もいるし、マムシもいるし、イノシシもいるし、よっぽど気をつけて、まずはみずからの安全確保をしながらやってくれと、こっちから見渡し確認するだけで済むものは見渡し確認するだけでやめてくれと、無理するなということ言うてあります。

6月16日現在で急傾斜地97カ所の現地での調査を終えております。引き続き、残りの急傾斜地、それから大変な今回の土石流107カ所、地すべり4カ所の現地調査を行ってまいりたいと思います。これから暑い時期に向かうことや天候などを考えますと、現地調査にあと3カ月程度を要するのではないかと思います。現地の調査を終えましたら前回の土石流30カ所を含め点検し、今回の220カ所を合わせ250カ所について、指摘、修正箇所などを図面に明示する作業を行い、取りまとめて加茂市案の作成は年内の完了を目標にしたいと考えております。

しかし、先ほど申し上げましたが、このところは事務方が書いた答弁であります。私は、こんな膨大な箇所について市の職員に余り無理はさせられないと思っております。猛暑の時期は避けなければならないと思っております。したがって、事務方の諸官の心意気はありがたいことではありますが、年内完了はあくまでも目標であって、それよりおくれてもやむを得ないと考えております。

第2点目の公表までに3カ月ということによろしいかとのことについてであります。これについては、第1点目の答弁のとおりであります。すなわち努力目標は年内。ただ、ややおくれても私はやむを得ないと考えておりますということでもあります。

第3点目の前回の急傾斜地56カ所を調査し、21カ所を修正したが、県と市の調査方法の違いと修正事項はどのようなものかとのことについてであります。県と市の調査方法に、基本的に相違はありません。

市の現地調査により県が修正したものは、県が行った基礎調査後に発生した平成23年7月の新潟・福島豪雨により被災した急傾斜地に対策工事が施工されたところ、これはもう処置が済んでいますので、急傾斜地、土砂災害警戒区域や特別警戒区域にはならないということでもあります。それから、既にブロック積みなどが施工されているために、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に修正された箇所が18カ所。だから、18カ所というのは、平成23年の

7.19 水害の結果、対策が施されたところ、それから既によく見たらもう対策がとられていたので、レッドゾーンからイエローゾーンに落としたと、こういう箇所が18カ所。それから、地形ののり尻位置の相違により土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が減少した箇所が1カ所。それから、対策工事の効果を考慮して衝撃力等が減少した箇所が1カ所。それから、過去の対策工事ののり面の段切りが評価されず、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）から土砂災害警戒区域（レッドゾーン）に修正された箇所が1カ所であります。

この最後の1カ所は双壁寺裏の延長線上なのですが、ここで双壁寺裏について申し上げますと、要するに加茂市における土砂災害対策というものはもう極めて進んでいるわけですよ、今日まで。私が着任したときに市長も一緒になって危険箇所を点検に行ったときに、双壁寺裏がもう何十年も住民の皆様方が大変心配しておられたのです。そこへ三条土木の課長補佐の伊ワサ補佐という人が同行しておったので、私がずっと三条土木でやってくだらないのだけれども、そろそろやっていただきたいと言うたら、伊ワサ課長補佐という人は極めて立派な人で、やりますとその場で言うたのです。そうして直ちに着手して、それでも5年か7年かかったのじゃないかな。あの双壁寺裏を立派に、安全にしたのです。その後、今度は金剛谷、広円寺裏ですね。あの辺もやったし、今度はそれを見て長岡林業のほうが阿部花火屋さんのところやったり、それから今度はせとやさんの裏、あれは神明町から赤谷になりますが、その料亭せとやさんの裏、ここも長岡林業と、それから三条土木が一緒になってしっかりやってくれたのです。物すごく加茂市はそういうことでその面では進んでいたのですが、ところが肝心のみんなが安心して、施工した双壁寺裏が、今の基準からいくと十分でないというのです。十分でないで、また急傾斜地にされちゃったので、ちゃんと段切りしたのです。そうすると、昔の基準からいけば十分だが、今の基準からいけば不十分だという全然官僚主義なのです。そこはもう典型的な官僚主義の場所ではありますが、双壁寺裏はもう一遍やり直さなければならなくなったということなのですが、その双壁寺裏の外れのほうをレッドゾーンに修正したということでもあります。やっぱり双壁寺裏も改めてレッドにされたりしているわけです。もう官僚主義もいいところであります。

先へ参りますと、4点目の今回の調査結果を各戸に配布するのはいつごろかとのことについてであります。今回の加茂市による調査結果は、各戸に配布するのではなくて、県に修正を要請するための調査であります。修正が行われれば、当然これ修正されたというて県が公表することになります。

5点目の土石流について幹部会議を開き、おかしなことを指摘するとしていたが、その後の状況はいかがかについてであります。これは、2014年9月議会での私の言葉のようではありますが、私があころこの土石流の範囲の荒唐無稽とも言えるほど余りにも広がったものですから、そんな感じで言うたことかと思いますが、要するに私のあきれた言葉だと理解していただきたいのですが、私もどういう趣旨で言うたかちょっと忘れたのですが、議事録に書いてあるとすればそう言うたのだと思いますが、そのようではありますが、前回の土石流30カ所は根拠が明確でなくて、多くが常識の範囲をはるかに超えた広大なものでありまして、県当局もこれを認めまして、改めて確かにおかしいと、自分たちが検討して、後日検討結果を加茂市に示して、その後一緒に検討すると、そういうことになっておったのですよ、何遍も申し上げます。ところが、県当局の土石流の検討結果は、平成29年5月17日付で急に提示してきまして、30カ所のうち4カ所が修正されているだけでありました。しかも、極めて不十分な修正でありました。それを県が一方的に公表することは、約束違反の信義にもとる重大な暴挙でありま

す。

県の検討結果が来て、双方で一緒に検討する機会はなくなりましたので、当時と状況が違ってまいりました。これからのやり方は、私と建設課、総務課等の課長と課員が一緒になって、1カ所1カ所点検していくことになりますが、箇所によってその他の幹部が検討に参加することもあるだろうと考えております。

次に、観光政策についての御質問であります。最初に申し上げたいと思いますのは、私が着任以来、加茂市は観光で食っていけるまちではありませんと、これを取り間違うと大変なことになると、加茂市は観光で食っていくまちではない、小京都と言われるようなすばらしい自然的、歴史的環境の中で、まずもって加茂市民が幸せに暮らしていく、そういうまちでありますと、そういうことを言っております。この考え方は大体市民の皆様方の賛同を得ていると思っております。また、例えば加茂山にもう山ほど人が来ますが、幼稚園児とか小学生が多いのです。買う物はせいぜいで田辺のかりんとうとか、こういう安い物でありまして、別に田辺さんのかりんとうを引き合いに出すわけじゃなくて、非常に立派な商品ですが、そんな高い物ではありませんわね。それによって加茂市民がみんなで食っていくというようなものではないわけであります。

それでは、申し上げます。ことしの大型連休中は、まず4月29日にBSNテレビが雪椿まつりの特集番組を放送し、大園遊会の様子や加茂山公園、加茂美人の湯などの加茂市の観光スポットが紹介されました。

また、5月3日には、同じくBSNテレビが、「水曜見ナイト」という情報番組で加茂市を特集し、その番組の中で、商店街の大阪屋さん、平山豆腐屋さん、涌井金太郎商店さん、味楽さんなどが紹介され、加茂川のこいのぼりも紹介されたことから、翌日以降は各店とも行列ができるほど大変多くのお客様がおいでになり、商店街は大いににぎわい、こいのぼりにも大勢の人がやってまいりました。

さらに、5月6日には、UXテレビの「まるどりっ！」という番組の中で加茂の商店街や加茂山公園の紹介がされるなど、加茂市を取り上げたテレビ番組が多く放映されたことから、この連休は大変多くのお客様が加茂市へおいでくださったようで、まさにマスメディアの影響力を目の当たりにした連休でありました。

また、4月8日から5月14日までの期間は、葵橋と西宮橋の間に加茂の春の風物詩となりました500匹のこいのぼりが泳いでいる期間でもありましたので、連休中ただでさえ混み合っている道路が市外からおいでになった車で混雑し、駐車場を探す車で混雑したものと思われます。

次に、これを観光客の数で比較いたしますと、平成28年5月、加茂山の来場者数6万4,550人でありまして、今度はことしの5月の来場者数は6万4,000人に対して7万9,040人で、1万4,490人の増。みやげものセンターの来場者数は、平成28年の5月が2,810人だったものがことしは3,680人と870人の増でありました。このたびはゴールデンウィークとテレビ番組がとても効果的に作用し、大変多くのお客様がおいでくださったものと考えております。大変ありがたいことであると思っております。

また、加茂市の平成29年度当初予算におきまして、加茂山公園や下条川ダムばかりではありませんが、河川敷の公園等の維持管理費も含め、第8款の公園緑地維持管理費と第2款の加茂山遊具・遊歩道整備事業費を合わせて4,856万5,000円を計上しております。粟ヶ岳県民休養地の予算につきま

しては、第7款の観光施設管理費と、今年度は2款に分かれておりますもう一つ、観光施設管理費を合わせまして1,061万6,000円を計上しております。また、冬鳥越スキーガーデン費は2,045万4,000円となっております。これは、29年度、今年度の予算額であります。

加茂市の観光地という大変なのですけれども、何よりも市民が楽しむ憩いの場ではありますが、加茂市の観光地は基本的に無料で楽しんでいただき、多くの方からおいでいただき、北越の小京都加茂をゆっくりお過ごしいただいているところであります。

次に、受動喫煙防止についてであります。私は、受動喫煙というものは、本当にけしからんものだと思います。私のこれまでの人生を考えてみても、最近に分煙されましたのでいいのですが、その前、それから昔公務員をやっておりましたときはひどいもので、受動喫煙もいいところで、会議なんかやるともう延々とたばこの煙の中で会議やっているわけですから、まだ私は肺がんにかかっておりませんけど、もしかかったとしたら恨み骨髓ですね、もう。私は、もうたばこを小学校へ上がる前に1回吸って、懲り懲りしただけでそれ以来吸っていないのです。吸ってもいないのにもし肺がんなんかにかかったらもう恨み骨髓もいいとこだと思っております、大平議員と全く意見を同じくするものであります。この受動喫煙の防止については、平成15年以降、健康増進法第25条により、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないと、こうなったのです。受動喫煙を定義して、受動喫煙とは室内またはこれに準じる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう、まさにぴったりですね。大量の煙を吸わされることをいうと、こういうことであります。こういうふうになって、施設の管理者に受動喫煙防止の努力義務を設け、自主的な取り組みを推進してきました。

加茂市におきましては、小学校、中学校、公立保育園、母子健康センター、機能訓練センターは敷地内禁煙、ほかの施設は敷地内でなくて施設内禁煙とし、喫煙は屋外とする。一部の施設は喫煙室を設け分煙し、受動喫煙対策を行ってきました。また、乳幼児健診や特定健診等の場で喫煙や受動喫煙による健康への悪影響を周知してきたところであります。

国は、受動喫煙の防止について、健康増進法で施設の管理者に受動喫煙防止の努力義務を設け、自主的な取り組みを推進してきましたが、たばこを吸わない人が国民の8割を超えているにもかかわらず、いまだに多くの国民が飲食店や職場等で受動喫煙の被害に遭っているため、喫煙しない人を受動喫煙による健康被害から守るため、原則屋内禁煙の実現を最優先課題と位置づけ、今国会での法案提出を進めてきました。しかし、飲食店での取り扱いの議論が十分できず、法案提出となりませんでした。

厚生労働省案では、飲食店等は屋内禁煙とするが、喫煙専用室の設置を可能とし、主に酒類を提供する30平方メートル以下の小規模のバー、スナック等は喫煙専用室がなくても喫煙を認め、規制対象外としました。これに対して自民党案は、飲食店を酒類出そうが、出すまいが、一くくりにして100平方メートルです。片や厚生労働省は30平方メートル。自民党は100立方メートル以下の飲食店は、喫煙専用室を設置しなくても禁煙、分煙の表示をすれば喫煙を認める内容となっております。

これら飲食店について例外措置の議論があるものの、厚生労働省は2010年の世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）によるたばこのないオリンピックの合意がなされたのですね、2010年に。これ以降、全ての開催国、すなわちイギリス、ロシア、ブラジル、韓国では、国レベル

で飲食店を含む公衆の集まる場で罰則付きの法制度が導入されておりまして、2020年の東京オリンピック・パラリンピックはたばこのないオリンピック・パラリンピックを継承する責任があり、国民の健康を第一に受動喫煙対策の法案をできるだけ早期に提出するとしています。

大平議員は、飲食店で喫煙、禁煙の表示をするということ、厚生労働省案、自民党案ともに公道等屋外の規制強化が盛り込まれておらず不十分で、祭りやイベントの際に子供たちに受動喫煙や、やけどの可能性があり、危険なため、公道等で喫煙場所を設置し、そこ以外は禁煙とすべきとの御提案をされております。

そこで、オリンピック選手団招致を予定している加茂市ではどのような受動喫煙防止対策を考えるかという御質問であります。私は、受動喫煙は条例ではなくて、あくまでも法律で厳しく規制されるべきであると考えております。政府が自分で緩やかに規制しておいて、地方で、都道府県や市町村で厳しくやれというのは、責任逃れもいいところであります。こんな大事なことは、全部厳しく法律でやるべきであると思います。政府は、ふだんは威張っているが、こういうことになると弱腰になるとは言語道断であります。殊にオリンピック・パラリンピックを日本で開催することにした以上、それだけの覚悟が必要であります。他の開催国と同じように、法律でもって規制を行うべきであります。

なお、職員の勤務中の喫煙についてですが、私は横浜市のような措置をとる考えはありません。たばこを吸う時間を気にするようなスケールの小さいことを言うつもりは全くありません。

以上であります。

○5番（大平一貴君） 最初に、土砂災害基礎調査公表について、私の考えをもう少し述べさせていただきます。

今回、この件ちょっと僕も詳しくよくわからないので、不動産関係の人間にいろいろ話を聞きました、何人かに。そうすると、市長がこの国の法律に対して意見を言うことは別におかしなことではないというような話でした。確かに膨大な範囲を広げて、コンサルタントも責任がないように、また国も県も責任がないように、多くすればそれだけ責任逃れられることができるし、また指定された人は非常に困ることもあるので、確かにそれはそのとおりだという感じのことは言われていました。

しかし、僕こっからが問題だと思うのです。まず、最初の56カ所、急傾斜のほうですね。言われてから2年かかって公表している。ここにやっぱり問題があったのじゃないかなと思うのです。この間にその場所を御存じない方が事故に遭ったときにこれはどこに責任が来るのかなと思うと、やっぱり早目にやっておく必要があったのかなと思います。そして、指定するしないは、今市長はしないというふうな方向で言うのですが、それについては、私はもう少し考えたいと思うのですけれども、なるべく早く公開するほうがよかったかなと思います。

そして、調査方法に関しましては、加茂市もその国の基準、コンサルタントの基準に基づいて同じ調査をしているわけですが、そう考えるとさほど差が出ないのだろうなと思っているのです。もちろんこの現地の状況に合わせて、加茂市のほうがよく知っているから変わる部分もあるかもしれませんが、実際にコンサルタントがどのような調査をしたのかという話を県に確認すると、地理院地図を使って現場調査をしてやってきた。それを加茂市も技術職の建設課の人間が見てどうだこうだ言うのもいいと思うのですけれども、総務課の人間が見てそんなにわかるのかなという感じはするのです。それに対して、それでいいのですよ、別に言ったって、収集したって。その間にこんな時間をかけるのもちょっとお

かしいなというのが私の印象です。

○市長（小池清彦君） 前は、総務課は入っていないです。これから何しろ 250カ所を年内にやらなきゃいかんから総務課の人間も一緒になってやっているだけであって、総務課見たってわかります。すぐわかります。ちゃんとそれは困らないように組織してやっていますので、余りそういう人を困らせるようなことはおっしゃらないほうがいいですよ。そうしたら、総務課の人間やめますと。建設課でやりますと。時間かかりますという、あなたはまたほら時間かけ過ぎると。もう何とかして私をやり込めようとして……（5番大平一貴君「いやいやいや」と呼ぶ）いやいや、そうなのだ。それはまずいですよ。もっと建設的に、私のやることは皆おかしいというような前提で物を考えるからそういうことになるのです。そうではないです。あんな物すごい土石流見られて、あなた長瀬神社まで何で、土石流で流されるのですか。（5番大平一貴君「急傾斜の話」と呼ぶ）いや、その土石流と急傾斜全部見なきゃいかんのです。急傾斜も詳しく見ないと、既に施工が施されているところあるわけです。そんなものは、総務課見ようが、建設課見ようが、すぐわかるのです。それで見たら、施されているところがあるのです。そこは取り除いてきちっとしなければいけないのです。それをやったということでありまして、非常に県も喜んでいました。いや、御指摘いただいたのは加茂市だけでありましたと、あとはそのままのみにしましたと、いや、加茂市から御指摘していただいてありがたいと。それで、私たちも今では見なかったわけですよ、コンサルタントに任せて。改めて自分たちが調査しましたら確かにおかしいところがありましたと、そう言うているのです。だから、それに今さらけちつけられても、私としては、ああ、さようでございますかとしか言いようがないのです。

○5番（大平一貴君） 確かに今いい状態で県と話をしているのならそれはそれでいいのですけれども、やっぱりその辺の進め方としては余りよくなかったなというところがまず一点と、それとあと市長もこれ覚えていらっしゃらないようですが、大幹部会議の話もありますし、新潟県が最初はホームページで公開したのです。それに対して、そんなの誰も見ないから加茂市は各戸配布すると言われていましたので、実際には配布されたからもうそれはそれで済んでいていいのですけれども、言ったことは覚えておいていただきたいなというところがもう一点です。

○市長（小池清彦君） 要するに私が問題にしたのは、泉田知事は事前に市町村の同意をちゃんととらせたじゃないかと。米山知事は我々との最初の第1回の会合まで持って、そうして急傾斜地の話じゃなくて、全体的に市町村長の意見を聞いてやりますとだけいい口きいておいて、今度は泉田さんが事前に同意をとらせたのを、それをやめて公表したわけです。それが実にけしからんと、そう言うている。それが一番の主眼なのですよ、今回の。それが主眼なのを市長がけしからんなんて言われても、私は悪かったと思いません。泉田さんが正しいと思います。米山さんは間違っています。そうしてあげくの果てが、指定をするときは意見を聞くだけだと、同意は要らないと、そこまで言い切ったのです。そんな市町村長軽視、今後あらゆる面についてそれをやってきたらどういうことになるのかと、そういうことで憤っているわけです。今回の主題はそこなのです。それを加茂市長けしらん、俺知事支援なんて言われたのでは困るのです。

○5番（大平一貴君） もう一点僕も問題にしようと思ったのはそこで、ここ市長の談話の5番で書いてあるとこで、「当方はこのような事案に対して、市町村長を完全に無視し、住民の幸福を」というこの辺だと思うのですが、僕はこれ市長の言い分としてはわかるのですけれども、確かにそういう話をして

いて、もう少し丁寧な言い方をして進めたほうがよかったのではないかなという感じはします。

○市長（小池清彦君）　丁寧とは何でありますか。（５番大平一貴君「いやいや、言い方もうちよっとあるじゃないですか」と呼ぶ）どういう言い方。（５番大平一貴君「もうちょっとこっちの話も聞いてくれとか、そういう言い方でいいのじゃないですか。「完全に無視し」とか、そんなことは言わなくてもいいと思うんですよ」と呼ぶ）完全に無視したじゃないですか。一々私にけちつけるのはやめたほうがいいですよ。（５番大平一貴君「いやいや、けちつけていない」と呼ぶ）いや、言い方がまずいとか言うて……

○議長（森山一理君）　待った。今どっちが話をしているか。ちゃんと挙手をして。

○市長（小池清彦君）　そんな言い方がまずいとか、そんなこと言われたら立つ瀬がないです。私も人間です。そんなこと言われたら、じゃ言うほうも言い方はひどいじゃないですか。いいですか、市長の意見を聞くというだけであって同意とは書いていないのだと、だから同意を得る必要はないのだと、指定のときも。そんな暴言がありますか。いや、ひどいです。全く法匪の議論です。それに対して私がそれぐらいのこと言うたってちっとも構わないじゃないですか。

○５番（大平一貴君）　米山さんとよく話しますけど、そういう言い方はしないと思います。

もう一点言わせていただきたいのが、今回指定されるとその範囲の地価の下落がするからそこら辺も問題だと言われていて、これは確かにそのとおりなのです。ただ、これ個別にそこが指定されなくても不動産関係の人間はもう既にそこら辺わかっているということで、下落していると。さらに言えば、加茂市はこの件にかかわらず地価どんどん下落しているので、やっぱり変えんきやいかんという話はしていました。

次行きます。観光政策に関しましては、市長が言われた観光で食べているまちではないという話は、私もそこは同意します。それは難しいと思うのです。今、加茂市の観光の目的として、市長は市民が喜ぶ、市外の方が来て喜ぶ、それでいいのだという話でした。私も……

○市長（小池清彦君）　私が前から言っているのは、観光目的で何かやるというようなやり方ではなくて、あくまでも加茂市民が楽しめるまち、そういうことで整備をすることによって、結果としてほかの人たちがやってきて同時に楽しむと、そういうふうにしてやるべきだと。これは大体今までも市議会の賛同を得てきたと思っております。観光のために何かするというのは、だから冬鳥越のバラ園だってあれ無料なのです。全部無料なのです。リス園もたしかあれは無料です。みんな無料でやっているの、観光政策だったらあれ全部有料にしてちょっとは金もうけをやるということになるのですが、そういうことは一切しないと、そういうことで今までもやってきましたので、これは、私は、小池流としてはそれを貫かせていただいていたと。今後ともそれがいいと思っていますと、そういうことであります。

○５番（大平一貴君）　僕はそこをおかしいとは言っていないのです。それはそれでいいと思うのです。だけど、市民の中には、例えばコミセンのおふろもそうですけど、市民がそれを楽しむのはいいのだけど、市外の人だめだとかという話もあったりするわけです。（市長小池清彦君「誰が」と呼ぶ）市民の中で。ほかで無料だったり、１００円だったりするわけですけど、加茂市のお金で市外の人を楽しむのはよくないという方もいらっしゃるのです。私はそこには同意はしませんが、ただ加茂市として……（市長小池清彦君「それだったらますます観光政策にならんじゃないですか」と呼ぶ）いやいやいや、だからそうなのです。だから、加茂市としてどんどん多くの人に市外から来てもらうというのは非常に

いいことだと思うのです。だけど、この１０年間で加茂市はやっぱり、地価もそうですけど、民生費がどんどん上がっていつている。この施設に関しても、観光施設に関しても、やっぱりお金が結構かかるわけですよ、きょう見ただけで何千万かかっているわけですから。これを維持していくには、やっぱりある程度お金をもうけなきゃいかんなど。加茂市がお金取れということじゃないですよ。本当は来ている人を利用してお金を稼ぐようなことを市民が考えなきゃいかんわけです。（市長小池清彦君「無理ですよ、そんなこと」と呼ぶ）

そこで、無理だと思うので、加茂市としてもう少し手を差し伸べたらどうですかという話なのです。例えば佐渡市が観光戦略官、広報戦略官を採用して、市内の物産とかを売り出しているわけです。そういったことが加茂市でもできるのじゃないかと。例えば今回加茂山の来場者が多かった。みやげものセンターの来場者が多かった。ゴールデンウィークでとると、両方でもう５０％ずつアップしているのです。だけど、売り上げはみやげものセンター１０％程度のアップなわけです。そうすると、やっぱりそこら辺でうまくいかないところがあるのじゃないかな、もしくはもっとこうやるとうまくいくのじゃないかなというところがあるのだろうと僕は思うのです。

○市長（小池清彦君） それはしないのです。経緯ですが、これは当時商店街協同組合のほうから、何としてもみやげものセンター、インフォメーションセンターつくってくれと。商工会議所においても全く同感だと。それで、商工会議所の何十周年記念か何かのためにためた金まで出すからやってくれということで、私も、ああ、そうですかということでした。つくったら、商工会議所が出した金でやったあの広い画面に加茂市のいろんな景観とか店を紹介する画面があったのですが、勤めている人があれやめてくれと。あれもう近くで動いていると頭おかしくなるので、やめてくれということで、それやめちゃったのですが、その結果ということじゃありませんが、もう赤字もいいとこなのです。しかしながら、それは加茂市の予算１４０億円が全部赤字対策なのだから、まあそれもよからうということで今日までやってきましたので、あの中をこれ以上改善する余地は正直ないのです。今ぐらいでやっているしかないのです、年中赤字です。それは、黒字の事業は加茂市がやる必要ないのです。民間にやらせるのです。赤字のものは、みんな加茂市がやるのです。加茂市の施設全部そうです。だから、それでやっておるということだけであって、赤字だという非難は当たらないので、あそこをさらに改善せいと言われても我々の経験からいくとあの辺が限度ですよと私は思います。

○５番（大平一貴君） 私がやっても無理ですし、そちらの経験でも無理だと思うのです。いや、これ縮だけでも、違うことやってきたのだから無理なのです。なので、それを専門でやっている人間を採用して、それで販売してもらったらどうですかという話なのです。佐渡市は、採用することによって佐渡の米を東京へ売るとか、何億円か売り上げを得ているのです。燕市も同じようなことやっているわけです。それができるのじゃないですかということを言わせていただいているのです。それをやらないのですか。いかがですか。

○市長（小池清彦君） 具体的に何をやれということなのですか。この専門家という言葉は、大変な逃げ向上なのです。あなたがやってもだめ、私がやってもだめなものは、専門家と称する人間がいろいろ考えたってだめなのです、そんなのは。世の中に専門家という人間ほどだめな人種いないという言い方だってできるのです。ゼネラリストこそそうです。だから、あなたもゼネラリスト、私もゼネラリスト。我々ゼネラリストがやってもだめなものは、物によりけりですが、あそこに何やってもだめですよ。

だって、人は来ないのだから、あれ以上は。ただ、来るときはああいうふうに来ますよ。来るけれども、あれ以上はだめになる。そんなこと一々言うたってどうしようもない。

○5番(大平一貴君) 例えばこのゴールデンウィーク中、四季島という電車が通りましたね、加茂市。どう思いました、これ。何か観光産業につなげられませんか。

○市長(小池清彦君) 四季島で加茂市が何か足しにしようたって、それはどんな専門家考えても無理です。四季島、新潟県で燕しか行かないのですよ、あれ。それで、燕の玉川堂しか行かないのです。燕市は、それで観光に役立つでしょう。何か玉川堂には役立つでしょう。しかし、あれ燕、新潟県内でそこしか行かないのだから。あれそんな代物なのです。そのうちうまくいくかどうかかわからないですよ、あれ。

○5番(大平一貴君) いや、これはずっと玉川堂とは限らないです。そのうち玉川堂に飽きて加茂市の桐だんす工場見に行くかもしれないし、いやいや、そんなこと言っているから多分だめで、もう一つはあの四季島の中ですし握っているのですけど、新潟のすし屋。そのすしの米、七谷米使っているのです。そういったこととかをちゃんと観光でアピールすれば、もしかしたらふるさと納税もいけるかもしれないし、ふだんも需要が上がるかもしれないし、そういうことができるわけです。それをやる人間を私は採用したほうがいいんじゃないですかと。市長にやれと言っているわけじゃないですよ。

○市長(小池清彦君) それは大平議員からいろいろアイデアを、今いいアイデア言われたじゃないですか、七谷米。そういうのを一つずつ聞いて我々がやればいいのです。だから、あなたのほうからいろいろ御指摘を、いや、本当にそう思っているのです。いろいろ御指摘をいただいて、いいものがあればやっていきます。余り専門家なんて言うたって、今度はその専門家がだらしがなかったらこれ首にすることもできず、もう大変ですよ。

○議長(森山一理君) 5番、大平一貴君、あと5分です。

○5番(大平一貴君) 1年契約で採用するとか、いろいろやり方あると思うのです。それを検討していただきたいと。そうすることによって市民の、この地域に住んで、加茂市に税収を上げるというのは無理です。だけど、売り上げを上げてこの地域に住んでよかったと思う人も出てくると思いますので、それはお願いします。

○市長(小池清彦君) そうやって売り上げがさっぱり上がらなかったら、あなたはどのような形で責任とるのですか。この公算非常に大きいですよ。

○議長(森山一理君) 5番、大平一貴君、あと4分。

○5番(大平一貴君) 市長さん、ちょっとそれはまずくないですか。それはもちろんトライ・アンド・エラーで、また新しい人のかえて販売するということです。

最後、受動喫煙に関してなのですが、私もこれ小池市長に、おめさんいろいろ反対ばっかしていると聞われましたけど、いわゆる体育施設のエアコン設置は賛成したのです。それは、オリンピックの選手に来てほしいからなのです。そういうまちはやっぱり受動喫煙防止進めるべきだと思いますけど、どうですか。

○市長(小池清彦君) 進めないとは言っていない。進めないとは言っていないのだが、条例でやるというのは国が無責任だと。そんな大事なことは法律で決めろということを私のほうは全国市長会を通して要望すると。それはしますよ。そういう形で国にしっかりせいと、もう厳しい法律つくれという方向

で頑張るべきであると思いますし、それを早速実行するようにいたします。年に2回案出すのですよ、各市長が。すると、全国市長会の要望の中へ入りますと相当実現するのです。だから、それはちゃんと受動喫煙しっかり法律で、今まことに余り完璧というか、いい方向での法律になっていないみたいなので、もっとしっかりせいと、ちゃんと法律でやれと、条例なんか任せるなということは、はっきりと国に全国市長会を通して言うようにいたします。

○5番（大平一貴君） あとは、たばこに関してなのですが、厚生労働省が受動喫煙防止に対する対策として中小企業向けの受動喫煙防止の補助金があるので、こんなことも市内の業者に宣伝していただけると進むのかなと思います。

それと、珍しく時間が余りましたので、観光に関してもう一つ言わせていただきたいと思います。加茂駅何か建てかえをすると。今回安武議員から、エレベーター設置かな、ありましたけど、仮に建てかえをした場合はどんな感じの予算がかかるのでしょうか。橋上化です。

○市長（小池清彦君） それは、あのけちなJRがまず加茂駅建てかえなんかしないですね。だから、その仮定の問題としてどんな金がかかるかと言われても、ただ安武議員がおっしゃったエレベーターは可能な限り早く取りつけるべきであると思いますし、これも全国市長会を通してもっと国がちゃんと補助金出せと、あれだと国一文も補助金出さんじゃないかと。少なくとも市の出す分については全額起債を、仮に20年の起債認めてもらえば非常に楽なのです。そういうふうな方向で早速全国市長会を通して要望はいたしたいと思います。

○5番（大平一貴君） JRに関しては、結構利益出して税金を払っているのもうちょっとやってくれよという気持ちは私もあります。ただ、小池市長の御友人の亀井先生が建設大臣のときも進まなかったのだからなかなか進まないのかなと思うので、ぜひ今現在のできる範囲で頑張っていただきたいと思います。

○市長（小池清彦君） ただ、このたび私の努力によって加茂だけは駅長が残りました。ほかの駅は駅長いないのです。加茂だけは駅長残しました。（5番大平一貴君「5カ所……」と呼ぶ）いやいや、とにかく加茂駅長はいるのですよ、加茂駅に。燕三条駅長が兼ねるなんていうことじゃないです。

○議長（森山一理君） これにて大平一貴君の一般質問は終了しました。

これで一般質問を全部終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時41分 散会